

資料 4

令和 2 年 9 月定例会（事前）
総務委員会資料
（政策創造部）

関西広域連合関係

1 第118回関西広域連合委員会（令和2年7月4日）配布資料（抜粋）

- （１）関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について …… 1
（「第 6 回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を兼ねて実施）

（その他事項）

（ ・ 令和 3 年度国の予算編成等に対する提案について ）

2 第119回関西広域連合委員会（令和2年7月22日）配布資料（抜粋）

- （１）関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について …… 9
（「第 7 回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を兼ねて実施）

（その他事項）

（ ・ 関西広域連合事務局 業務継続計画（BCP）の策定について
・ 「消費者庁 新未来創造戦略本部」の開設について ）

3 第120回関西広域連合委員会（令和2年8月27日）配布資料（抜粋）

- （１）関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について …… 39
（「第 8 回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を兼ねて実施）

（その他事項）

（ ・ 予算・決算関係について
・ 第 2 期関西創生戦略の改訂について ）



関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について

(第 6 回 関西広域連合 新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

令和 2 年 7 月 4 日

広 域 防 災 局

【議事】

- ・ 関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等について
- ・ 「新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて（仮）」の検討について

[資 料]

- 別添 1-1 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況
- 別添 1-2 緊急事態宣言解除後の関西府県の対処方針
- 別添 1-3 構成団体の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の状況
- 別添 1-4 関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応状況
- 別添 2 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等
- 別添 3 全国知事会緊急提言等
- 別添 4 「新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて（仮）」の検討について

「新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて(仮)」 の検討について

令和2年7月4日
本 部 事 務 局

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発出され、外出自粛の要請、飲食店等の営業自粛要請、海外との出入国制限などにより、様々な業種において生産・販売が落ち込むなど、関西にも極めて深刻な影響を与えた。

このような状況の中、感染拡大により大きな影響を受けた関西の社会経済活動の元気回復を目指して、経済の早期回復、観光・誘客の段階的促進、第2波、第3波への備え、5Gなどの情報通信基盤整備、東京一極集中の是正などに向け、広域連合、構成府県市が一丸となって対策に取り組んでいく。

2 基本的視点

- ① 経済の再生・社会生活再建のための取組
- ② 観光・誘客の段階的促進
- ③ 第2波、第3波に備えた取組
- ④ 5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした社会の構築
- ⑤ 東京一極集中の是正、分権型社会の体制構築

3 取組の骨子(案)

別紙のとおり

4 スケジュール

6月22日	広域計画等推進委員会	意見聴取
7月 4日	広域連合委員会	検討概要の協議
7月22日	広域連合委員会	「取組」(案)の協議
	関経連、市町村との意見交換会	「取組」(案)の説明
8月27日	広域連合委員会	「取組」の確定

「新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて(仮)」 骨子(案)

第1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けた関西の社会経済活動の元気回復を目指して、経済の早期回復、観光・誘客の段階的促進、第2波、第3波への備え、5Gなどの情報通信基盤整備、東京一極集中の是正などに向け、関西広域連合と構成府県市が一丸となって取り組む。

第2 これまでの取組

〔令和2年1月28日に「新型コロナウイルス感染症対策準備室」を設置以降、現在までの取組と成果を記載。〕

第3 関西の元気回復に向けた取組

I. 基本的視点

- 1 経済の再生・社会生活再建のための取組
感染拡大により大きな影響を受けた関西経済の再生、社会生活の再建、「新しい生活様式」を定着させるための取組
- 2 観光・誘客の段階的促進
関西圏域内観光の需要喚起をまず行いながら、次の段階として、国内各地からの誘客を促進し、海外からのインバウンド回復に向け、受入体制の整備や魅力ある観光地づくりに向けた取組
- 3 第2波、第3波に備えた取組
新型コロナウイルス感染症と共存しながら、社会経済活動を再開させ、着実な回復を図るため、感染の第2波、第3波に備えた医療提供体制の充実を図る取組。
- 4 5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした社会の構築
人工知能、ビッグデータ、IoTなどの技術革新による Society5.0 時代への対応に不可欠な5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした新しい社会経済活動の促進など、国民が地方にしながら活躍できるデジタル化の推進に向けた取組。
- 5 東京一極集中の是正、分権型社会の体制構築
新型コロナウイルス感染症により改めて脆弱性が認識された東京一極集中を是正するとともに、非常時に柔軟・迅速な対応ができるよう、より住民に近い立場で権限を行使できる体制構築に向けた取組。

Ⅱ. 元気回復に向けた取組

元気回復に向けた取組について、分野ごとに課題と対応（広域連合）（構成団体）別に記載。

1. 広域事務

○広域防災

（課題）

- ・自然災害と感染症との複合災害への備えが必要
- ・新しい生活様式を府県民に早期に定着させることが必要 等

（対応）

- ・複合災害を見据え、避難所等での対応や相互応援体制の構築
- ・大規模災害に備えた「防災庁」の創設推進
- ・新しい生活様式の早期かつ確実な定着に向けた普及啓発 等

○観光振興

（課題）

- ・インバウンドの激減、外出自粛要請による国内旅行者の減少により、観光業が大きな影響を受けたことから、まずは国内観光の支援、そして将来的にはインバウンドが戻ってくるまでを見据えた対応が必要 等

（対応）

- ・国内観光客に関西全体を周遊してもらえよう各地域の魅力の発信
- ・インバウンドの回復に向け、国や経済界等と連携し、海外観光プロモーションなどの実施
- ・デジタルを中心とした観光プロモーションの展開やWebによる情報発信 等

○文化振興

（課題）

- ・博物館、美術館等の文化施設は休館を余儀なくされ、芸術活動も自粛するなどしたことから、今後の再開や活動継続を図ることが必要 等

（対応）

- ・文化施設が賑わいを取り戻せるよう、関西の文化施設ネットワークを活用し誘客施策を実施
- ・人が集まらない形式での実演芸術活動の発表の場を提供するなどによる関西文化のPR 等

○スポーツ振興

（課題）

- ・競技や観戦を通じて感染拡大が生じる可能性があることから、スポーツイベント等が中止・延期となり、また、不要・不急の外出を自粛したため、運動ができる機会を確保することが必要 等

（対応）

- ・ウォーキングを楽しく継続できるように、構成府県市等が作製しているウォーキングコースの利用やウォーキングイベント等への参加について府県域を越えて促し、ウォーキングをとおして健康習慣の促進と域内交流を図る取組の実施

- ・「関西広域サイクリングルート」を活用し、ルートを整備充実させ、ルート上の地域振興事業と連携（相互PR等）等

○産業振興

（課題）

- ・新しい生活様式への転換や新型コロナウイルス感染症との共存を見据えた、関西経済の活性化対策や社会経済活動の維持・強化に向けた取組みが必要等

（対応）

- ・ウィズコロナ時代のビジネス戦略セミナーや、首都圏等での地域魅力プロモーションのオンライン実施
- ・海外プロモーションについては、渡航制限等を勘案し、ネットワークや拠点等を有する現地事業者との連携により実施
- ・「感染症対策」や「新たな生活様式への転換」を主要テーマとした展示会出展等

○農林水産業振興

（課題）

- ・外出自粛で外食の機会が減少したこと等により、牛肉や水産物などに影響が出ており、販売機会の創出が必要。また、海外渡航制限等により販路開拓・販売促進活動に支障をきたしており、海外輸出についての最新情報の把握が必要等

（対応）

- ・企業の社員食堂等において、域内の特産物を使った料理の提供や販売促進イベントを実施
- ・コロナ禍の中でも越境ECや輸出に取り組んでいる優良事例を収集・共有化等

○広域医療

（課題）

- ・構成府県市のみでは対応できない場合に備え、関西圏域において効率的・効果的に医療を提供する体制の構築が必要。また、第二波、第三波に備え、各構成府県市におけるこれまでの経験の共有化が必要等

（対応）

- ・医療資機材や医療専門人材の広域的な融通調整、検査の広域連携及び広域的な患者受入体制の連携について、各構成府県市との調整・実施
- ・各地方衛生研究所の検査体制、能力等や民間検査機関の活用等について情報共有を行うとともに、ワクチンの治験など関西ならではの取組を推進
- ・検査体制や医療提供体制、医療資機材の確保など、第一波での課題や対応等について現在既に調査中であり、早急に取りまとめ、改善策を洗い出し、第二波に備えて各府県市の体制が取れるよう、それぞれの取組を促進等

○広域環境保全

(課題)

- ・感染症予防対策を講じながらも、楽しく環境学習ができるような取組が必要等

(対応)

- ・環境学習の機会が増えるよう、圏域内の環境学習の場となる施設等の新型コロナウイルス感染症対策を含めた情報を整理し、広域連合のホームページで情報発信
- ・小学生以上を対象とした地域特性を活かした交流型環境学習の実施 等

○広域職員研修

(課題)

- ・従来型の職員研修では、参加者間の意見交換や交流を目的の一つとしており、「密接」を伴わない研修実施が困難なことから、新たな対応が必要 等

(対応)

- ・インターネットを活用した「WEB型研修」の実施を拡充 等

2. 政策の企画調整

- ・イノベーションの推進では、今後の新たな感染拡大を見据え、感染症防止対策の検討・啓発が必要なことから、「関西健康・医療創生会議」において、オンラインでの講演会を開催し、これまでの感染症対策の検証と今後の防止対策を検討
- ・プラスチック対策の推進では、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化等による影響を考慮しながら既存事業の追加、見直しを検討
- ・新型コロナウイルス感染症により、域内で新たに生じた社会経済活動における広域課題のうち、継続的・計画的な対応が必要なものについても、政策の企画調整に関する事務として取組を検討 等

3. 分権型社会の実現

(課題)

- ・政治、行政、経済等が集中する東京において、ロックダウンのような事態を招けば、首都中枢機能が麻痺する可能性もあることから、東京一極集中によるリスクが改めて鮮明となり、国土の双眼構造の早期実現が必要
- ・より住民に近い立場であるはずの地方において、即座に権限が行使できる体制となっておらず、国と地方の役割のあり方を見直すことが必要 等

(対応)

- ・分権型社会の確立のため、今回の新型コロナウイルスの感染拡大による影響を踏まえた課題の分析
- ・新型コロナウイルス感染症拡大等いかなる事態が発生しても、首都中枢機能が継続できるよう、「首都機能バックアップ構造の構築」の提案
- ・感染症拡大や首都直下型地震など大規模災害に備え、「防災庁」の創設について国へ提案
- ・国の研究機関や政府関係機関の関西への更なる移転推進の取組
- ・国からの事務・権限の移譲について検討を行い、引き続き国等に対して提案等

Ⅲ. 国への提案

〔 新型コロナウイルス感染症を踏まえ、より強靱な社会や経済の構造を築いていくために必要な国への提案を記載。 〕

1 新型コロナウイルス感染症拡大に対する備えの充実・強化

(1) 感染者に対する適切な医療実施体制の確保

- ①退院基準のあり方
- ②感染症患者入院・外来医療機関への支援
- ③医療専門人材の広域融通制度（医療版TEC—FORCE（仮称））の創設
- ④ICU拠点の確保
- ⑤医薬資器材等の調達支援
- ⑥在宅療養者等の避難所の確保対策支援
- ⑦保健所機能の強化
- ⑧新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金のさらなる増額・拡充

(2) 社会福祉施設等に対する支援

- ①社会福祉施設における感染対策の強化
- ②感染予防資材の供給
- ③安定的なサービス提供体制確保のための支援
- ④社会福祉施設等の職員に対する処遇改善のための加算の新設等

(3) 水際対策の強化

2 感染症拡大からの早期回復と東京一極集中の是正

(1) 社会・経済の回復支援

- ①幅広い業種・業態に対応した支援策の実施
- ②サプライチェーンの回復支援
- ③観光・MICE 需要の回復に向けた誘客促進
- ④官民が一体となった需要の喚起
- ⑤文化芸術活動及びスポーツ活動を通じた地域の活性化
- ⑥農林水産業の補償制度の拡充及び消費拡大・販路促進対策の強化
- ⑦新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の重点配分及び増額措置
- ⑧地方財政措置及び税制改正への対応
- ⑨公共事業等総需要増強にかかる予算の確保及び早期執行

(2) 東京一極集中の是正と首都機能バックアップ構造の構築

- ①権限・財源・責任の所在が一致する分権型の体制構築
- ②首都機能バックアップ構造の構築
- ③大規模災害に備えた「防災庁」の創設

- ④政府関係機関等の移転
- ⑤地方への移住・定住の促進
- ⑥双眼型・多極型の産業構造の構築
- ⑦人・企業・大学等の地方分散の推進
- ⑧国土の双眼構造を実現する社会基盤整備
- ⑨5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした社会の構築

IV. 経済界・国・市町村等との連携

社会経済活動の早期回復には、経済界・国・市町村等との連携が重要であり、様々な主体との連携・協働を推進し、新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けての取り組みについて記載。



関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について

(第 7 回 関西広域連合 新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

令和 2 年 7 月 22 日

広 域 防 災 局

【議事】

- ・ 関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等について
- ・ 新型コロナウイルス感染症第 1 波における対応の総括について
- ・ 検査体制・医療提供体制等に関する情報共有について
- ・ 新型コロナウイルス感染症第 1 波への対応を踏まえた「次なる波」への取組の方向性について
- ・ 関西・コロナ「次なる波」抑止宣言について
- ・ 「新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて（案）」について

[資 料]

- 別添 1-1 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況
- 別添 1-2 緊急事態宣言解除後の関西府県の対処方針
- 別添 1-3 構成団体の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の状況
- 別添 1-4 関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応状況
- 別添 2 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等
- 別添 3 全国知事会緊急提言等
- 別添 4 新型コロナウイルス感染症第 1 波における対応の総括
- 別添 5 検査体制・医療提供体制等に関する情報共有
- 別添 6 新型コロナウイルス感染症第 1 波への対応を踏まえた「次なる波」への取組の方向性
- 別添 7 関西・コロナ「次なる波」抑止宣言
- 別添 8 「新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて（案）」
- 別添 9 提言 ポストコロナ社会に向けて

令和 2 年 7 月 22 日
関 西 広 域 連 合

新型コロナウイルス感染症第 1 波における対応の総括

1 対策本部の開催等による情報共有

関西で初となる患者が確認された 1 月 28 日に新型コロナウイルス感染症対策準備室を設置し、国内の発生状況、各構成団体における検査可能検体数、入院可能病床数などの情報共有を進めた。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を踏まえ、3 月 15 日以降対策本部会議を TV 会議システムも活用して 6 回にわたり開催し、圏内の感染状況および各自治体の対策等について共有を図った。

これらの情報共有のもと、第 1 回本部会議（3/15）、緊急事態宣言発表後（4/8）、緊急事態宣言解除後（5/28）といった節目ごとに、広域連合としての感染症対策の方向性について申し合わせながら取組を進めてきた。

（共有した内容）

発生状況等	感染者の現状及び感染経路、クラスターの発生状況、新規感染者数と感染経路不明者数、主要都市の人口変動分析、宣言解除期の人口 10 万人に対する感染者数(1 週間平均)
対応方針	構成団体が実施している対応・対策、特定警戒都道府県の対処方針、緊急事態宣言解除後の関西府県の対処方針（解除の判断基準、外出自粛・イベント開催自粛、府県立学校、府県立施設）
医療体制	検査体制・能力・実績、帰国者・接触者外来設置状況、医療機関向け相談体制、協議会の設置状況、都道府県調整本部の設置状況、宿泊療養施設の確保状況、帰国者・接触者相談センターの設置状況、一般相談窓口の設置状況、病床・人工呼吸器等の状況、感染症対策物品の確保状況
その他施策	医療従事者等支援のための新型コロナウイルス感染症対策基金一覧、構成団体の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の状況(経済・雇用対策、教育対策、社会・福祉対策、終息後の地域活性化対策) ※国の 1 次・2 次補正後

（申し合わせ）

- ・ 関西広域連合による新型コロナウイルス感染症対策（3/15）
- ・ 新型コロナウイルス制圧に向けた申し合わせ（4/8）
- ・ 関西・新型コロナウイルスを乗り越えよう宣言（5/28）

〔成果・課題〕

構成団体の長が直接顔を合わせ、日々変化する情勢に対する認識や各自治体における取組を情報共有することにより、各自治体における感染症対策の充実につながり、とりわけ府県間での調整が求められる休業要請等の緊急事態措置を実施する上で、互いに参考とすることができた。また、適時の申し合わせにより、関西圏が一体となって取組を進めることができた。

2 広域的な医療連携

第1回対策本部会議において、関西防災・減災プラン（感染症対策編）に基づき、医薬品・医療資器材及び医療専門人材の広域融通調整、検査機関の広域連携の支援、広域的な患者受入支援を行うことを申し合わせた。以降、感染者受入病床数、保有医療資器材等の状況を共有しつつ、下表のとおり広域患者受入調整方針を策定するとともに、医療資器材の広域融通等を実施した。

区分	内容・実績
医薬品・医療資器材及び医療専門人材の広域融通調整	・京都市からの要請に伴い、鳥取県からサージカルマスクを1万枚支援（3/10） ・滋賀県及び兵庫県に鳥取県からフェイスシールドを2,400枚支援（5/12） ・転院が困難な重症・重篤者への医療人材支援調整のため、「ECMO ネット」との連携を推進
検査の広域連携	和歌山県からの要請に伴い、大阪府が150検体の検査を受入れ（2/20）
広域的な患者受入体制の連携	構成団体間において広域医療局が一元的調整窓口を担う「広域患者受入調整方針」を策定（概要） ・比較的症状が安定している「中等症患者」を調整対象とする。 ・患者搬送に必要な機材の規格・能力等を考慮し、安全に患者搬送を行うため、原則として、通常、搬送期間が片道1時間以内の場合を広域調整の範囲とする。 ※「無症状病原体保有者・軽症者」についても広域的な調整を進める。

〔成果・課題〕

資器材等の融通については、各構成団体の自主的な備蓄や、民間団体からの寄付に加えて、ひっ迫した際の相互支援の仕組みとして役割を果たした。

今後、感染が再拡大した場合には、若者の感染が増加していることから、宿泊療養施設の広域融通の検討も含め、関西広域連合として広域医療連携を推進する。

また、各構成団体及び連携県の対応を振り返り、第1波におけるノウハウを共有するとともに、以下の方針に基づき、感染再拡大に備えた検査・医療提供体制の確保に努める。

区分	第1波における課題及び第2波に向けての対応方針
1 検査体制等 (1) 検査体制	・第1波において増員、民間検査機関の導入、抗原検査の活用等体制の強化を図っており、第2波においてもこれまでの取組を進める。 ・広域連合における「検査の広域連携」の申し合わせも踏まえ、今後は可能な限り幅広くに必要な検査を行うことができる体制を確保。
(2) 保健所の体制	・相談対応、積極的疫学調査の実施など、保健所の業務の増大に対し、退職保健師の登用、外部委託など体制強化が図られている。 ・クラスターの早期発見のため、HER-SYSなどICTシステム、国の接触アプリ、府県市の追跡システムの活用や、府県間をまたぐ感染者への対応など府県市の連携をさらに進める。
2 医療提供体制 (1) 医療機関・調	・協議会・入院調整本部において、DMAT、災害医療コーディネータも参画し、調整を実施。

整本部	・空床状況等に関する ICT システムを活用しつつ、第 1 波で課題となった疑い患者や、妊産婦や障害者、透析など特別な配慮が必要な方の受入れについて関係団体との綿密な調整を進める。
(2) 軽症者の対応	・当初、施設・人員の確保等に課題があったが、関係団体との連携により各府県において宿泊療養施設を確保し、今後も継続。 ・退院（退所）時の PCR 検査の要否について構成団体によって対応が分かれるため、国に科学的根拠の明示と国民への説明を求める。
(3) 院内感染対策	・コロナ患者の入院対応を行わない医療機関において感染防止対策に課題が見られた。 ・府県市間で事例を共有し、専門家の派遣や注意喚起を行う。
3 介護保険施設における施設内感染対策	・感染防護用品の不足や、感染が起こった場合の人員確保、入所者を受け入れる医療機関・施設に課題があり、感染症サポーターチームの派遣や、人員確保に関する関係団体との協議等の対応を行った。 ・引き続きサポーターチームの派遣、平時からの対応、事例等の共有を行う。
4 医療物資	・第 2 波に備え、各府県市における備蓄・調達、圏域内企業での医療物資の生産を進めている。 ・府県市において重要な医療機関を把握し、必要な需要を見極め、バランスをとった配分を行うとともに、広域連合として「医薬品・医療資器材の広域的な融通」の申し合わせに基づき連携を行う。

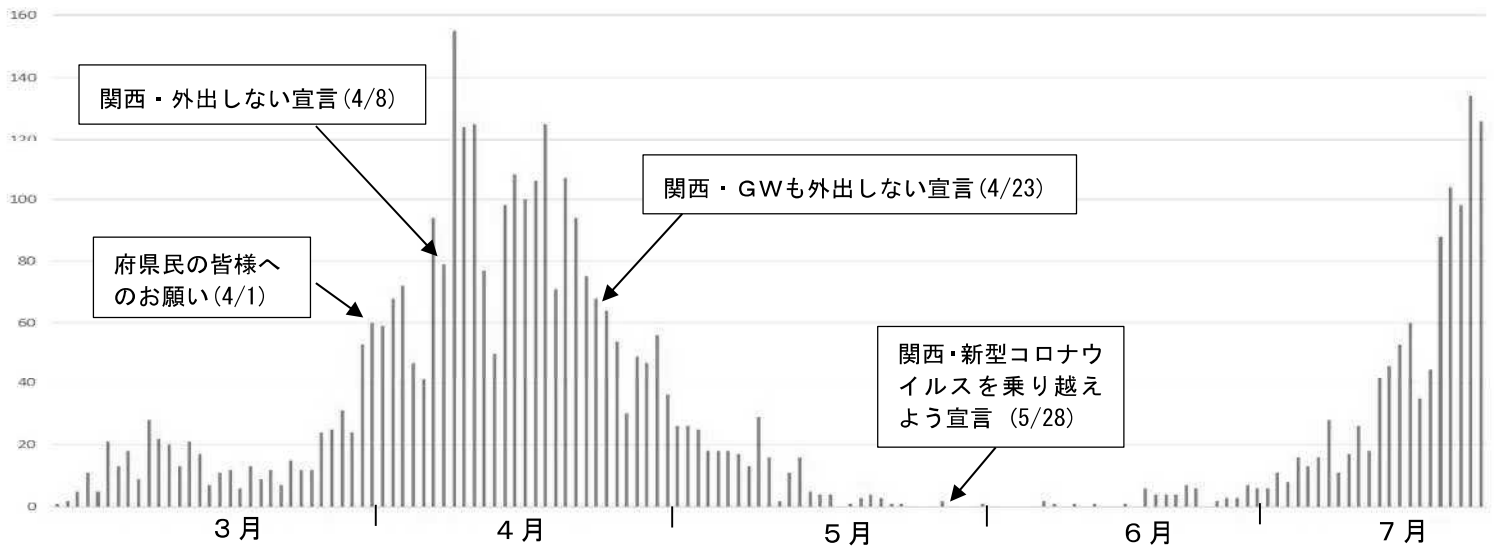
3 府県民・事業者への統一メッセージの発出等による外出・往来自粛要請

一つの交流圏である関西圏において、一体的に外出や往来自粛等に取り組むため住民へのメッセージを発出した。

4 月初旬には若年層の春休み中の活発な活動が感染を拡大していることが認められたことから特に若者にターゲットをあてたメッセージを発出した。また、兵庫・大阪における緊急事態宣言発表を受け、特に府県域を越える広域自治体として、4 月 8 日に府県を越える往来自粛を強く呼びかける「関西・外出しない宣言」を発出した。さらに、緊急事態宣言の全国拡大を経て 4 月 23 日には、行楽シーズンであるゴールデンウィークを前に、府県民には帰省や旅行を控えること、事業者には休業要請の遵守、テレワーク等による通勤者の 8 割削減を呼びかける「関西・GWも外出しない宣言」を発出した。

区分	内容
新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた関西府県民の皆様へのお願い (4/1)	全国的に感染の急拡大が見られる中、都市部など人口密集地との不要不急の往来自粛を求めるとともに、特に活動が活発な若者に慎重な行動をとるよう呼びかけ。
関西・外出しない宣言 (4/8)	緊急事態宣言の発表を受け、府県民へ徹底的な外出の自粛、府県を越えた往来自粛を要請。
関西・GWも外出しない宣言 (4/23)	ゴールデンウィークを控え、府県民に対して帰省や旅行を慎むことや、事業者に対して休業要請の協力、通勤者の大胆な削減等を要請。

関西圏における新規感染者数の推移（３月～）



〔成果・課題〕

関西が一体となった適時の呼びかけとともに、構成団体間での円滑な連携・調整により、感染者数の大幅な縮減に貢献することができた。３月下旬の連休の際の外出自粛要請については調整が不十分な面も見られたが、緊急事態宣言後は適切な調整が図れた。

情報発信にあたっては、集客施設、高速道路会社等との連携により効果的な広報に取り組んだが、各構成団体と緊密に連携した更なる発信の強化が求められる。

4 事業者への休業要請

緊急事態宣言対象地域となった大阪では４月１４日、兵庫では４月１５日から、特定警戒都道府県に追加指定された京都府では４月１８日から休業要請を実施した。施設の使用制限は各府県の権限で行うものであるが、休業要請対象に府県によって違いがある場合、開業している店舗等へ他府県からの移動が生じることが懸念されたため、経済圏域が一体である３府県において要請内容を整合させる調整を行った。

また、休業要請の対象となった特定の施設を利用する目的で大阪・兵庫から周辺府県への人の移動が生じたことから、４月１５日に府県を越える往來の自粛を呼びかける「関西・外出しない宣言」の徹底を改めて呼びかけた。

〔成果・課題〕

休業要請にかかる３府県間の調整をはじめ、近隣府県間の個別調整はそれまでに関西広域連合の対策本部会議を重ねていたことで円滑に進んだ。また、休業要請実施府県から周辺府県への人の移動についても迅速に対応することができた。

各自治体の感染状況等に違いがあるため、関西圏で一律の社会活動制限基準の設定は行わなかったが、府県間の調整により、整合を図りつつ各府県の事情に応じた適切な対応ができた。今後も、各府県が適切に基準を設定することについて共通認識し、その認識のもと府県間で個別調整を行う必要がある。

5 水際対策の強化

3月中旬以降、米国をはじめ、アジア・欧州の検疫強化対象地域からの帰国者による感染事例の増加が見られた。入国制限対象地域には保健所等による健康フォローアップ制度があったが、検疫強化対象地域には、入国後の自宅等待機が帰国者の自主性に任されていたことから、国に対して、帰国者の健康観察体制の充実などの水際対策の強化を求めた(3/19, 27)。また、海外からの帰国者およびその家族等に対し、実効性ある自宅等待機を行っていただくようメッセージを発出した(3/26)。

〔成果・課題〕

7月1日現在、欧米・アジアを含め128か国・地域が入国拒否対象地域に指定され、その他の国は検疫強化対象地域とされているが、検疫強化対象地域における健康観察体制については具体的な措置が講じられていない。今後国は、入国拒否対象地域のうち、感染状況が落ち着いている国に対し入国規制の緩和に向けた協議を進める方針だが、関西国際空港という水際を抱える圏域として、緩和にあたっての感染防止対策の実効性確保について引き続き申し入れを行う必要がある。

6 国への要望・提案

感染症対策の現場で直面する課題について、全国知事会等とも連携を図りながら、適時に国へ要望・提案を行った。

3月19日には、世界的感染拡大を踏まえて水際対策を強化するとともに、感染患者の増加に伴い、入院調整に支障が出る恐れがあったため、無症状者・軽症者の病院外での措置を求めるなど緊急の要望を行った。

加えて3月27日には、水際対策の強化を再度要請するとともに、医療専門人材の地域偏在が大きいことから医療専門人材の広域融通制度の創設などを求めた。

また、緊急事態宣言の全国拡大後(4/23)は、医療体制への負荷が日増しに大きくなる中で、医療体制の確保を図るため、国公立民間を問わず患者受け入れを促進すること、診療報酬・空床補償の拡充等による医療機関の支援などを求めるとともに、感染拡大収束には事業者の幅広い協力が不可欠であったため、休業要請の影響を受ける事業者への救済措置や家賃負担の軽減等を求めた。

区分	主な内容
新型コロナウイルス感染症対策に係る要望(3/19)	・関係機関が連携した帰国者の健康観察体制の充実など水際対策の強化 ・無症状病原体保有者・軽症者の病院外での収容、医療資機材等の迅速な供給など感染症患者に対する適切な医療実施体制の確保 ・社会福祉施設等に対する感染予防資材の供給 ・雇用助成金の弾力的運用、特別貸付の手続簡素化など地域経済活性化への支援 ・消費者への適切な購入行動の呼びかけなど国民生活の安定確保
新型コロナウイルス	・帰国後の待機の徹底や、検疫所から保健所への通報による関係機関

ルス感染症対策に係る要望 (3/27)	連携強化など水際対策の強化 ・医療専門人材の広域融通制度の創設、医療機関の診療報酬の加算や新たな支援制度の創設など医療体制の確保 ・自由度の高い交付金の創設など大胆かつ柔軟な経済対策の実施
新型コロナウイルス感染症対策の更なる推進に向けた提案 (4/23)	・国公立問わず感染患者受け入れ促進、更なる診療報酬の特例措置、空床補償の拡充、院内感染防止対策の推進に向けた検査態勢の充実など医療体制の確保 ・休業要請対象事業者への国による損失補償、収入が減少した事業者の家賃負担軽減の制度化、雇用調整助成金の助成率・上限引上げなど効果的な事業者等への支援 ・社会福祉施設の感染防止措置およびサービス提供継続に向けた支援 ・感染症情報をエリアメールの対象に加えるなど国民への注意喚起の徹底 ・新しく制度化された交付金の迅速な執行に向けた手続きの簡素化 ・各自治体が予見性を持って対策を進められるよう緊急事態宣言継続・解除の時期や区域等の基準の明示

〔成果・課題〕

全国知事会や各構成団体とも連携して国に働きかけることにより、雇用助成金の助成率・上限額の引き上げや、医療機関の診療報酬の加算などの制度改善が実現したほか、国の補正予算により自治体が対策を実施するための新たな交付金制度が創設された。

今後も引き続き国の動きを注視しつつ、感染防止策と社会経済活動の両立に向け、より限定的かつ効果的な社会活動制限や、医療検査体制の更なる充実等にむけた予算確保について引き続き積極的に提案していく必要がある。

7 関西の経済団体との連携

新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大により、全国的に医療資機材が不足するとともに、医療・検査体制がひっ迫する恐れが高まった。関西広域連合は4月27日に関西圏の経済団体に医療物資・資器材の増産及び流通拡大を依頼したが、関西経済連合会及び関西経済同友会では、会員企業に支援を呼びかけ、増産・流通拡大にとどまらず、多数の物資提供があった（寄付13社、購入の紹介1団体）。

また、関西経済連合会では「関西・新型コロナウイルス医療体制支援基金」を設置して会員企業に寄付を呼びかけている。

（寄付・購入紹介申出実績（6月末日現在））

寄付等品目	数量	企業・団体名	配布先
N95 マスク	1,200 枚	小野薬品工業(株)	京都府、兵庫県
	10,080 枚	三井住友信託銀行(株)	全構成府県市
	3,360 枚	(株)カナエ	京都府、大阪府、兵庫県
	1,000 枚	(株)三井住友銀行	滋賀県
	※700 枚	(特非)SKC 企業振興連盟協議会	兵庫県

マスク (N95 マスクを除く)	3,000 枚	S k y (株)	京都府、大阪府、兵庫県
	100 枚	日本生命保険相互会社	兵庫県
	2,000 枚	築野食品工業(株)	ドクターヘリ 運航ス タッフ用
	10,440 枚	(株)ファルコホールディングス	全構成府県市
	4,840 枚	住友電気工業(株)	京都府、大阪府、兵庫県
	10,000 枚	パナソニック(株)	堺市
	※10,000 枚	(特非)SKC 企業振興連盟協 議会	兵庫県
ゴム手袋	4,800 組	住友電気工業(株)	京都府、大阪府、兵庫県
シューズ カバー	400 足	日本生命保険相互会社	兵庫県
防護服	100 着	日本生命保険相互会社	兵庫県
	27 着	住友電気工業(株)	京都府
	270 着	小松貿易(株)	京都府
防護服キッ ト	1,000 着	(株)三井住友銀行	鳥取県
クレベリン	8,128 個	大幸薬品(株)	希望のあった構成府県市 (8 府県市に配布)
業務用空気 清浄機	10 台	(株)クボタ	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県、鳥取県、徳島県

※は購入紹介

〔成果・課題〕

寄付のあった医療物資等については、本部事務局連携推進課・広域医療局の調整により、特定警戒府県を中心にニーズに応じた配分を行い、国による供給や各府県による確保を補完する重要な役割を果たした。引き続き経済団体との連携により官民一体となった感染症対策を進めていく。

8 第 1 波収束後の対応

5 月 28 日に、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着、次なる波に備えた医療・検査体制の整備、感染者や医療従事者とその家族の人権侵害・風評被害の防止、関西経済の活性化や社会経済活動の維持・強化などに取り組む「関西・新型コロナウイルスを乗り越えよう宣言」を採択した。同時に、店舗等における事業再開と感染防止の両立を応援するため、感染拡大の予防を呼びかける店舗等用の共同ポスターテンプレートを提供した。

〔成果・課題〕

宣言後しばらく新規感染者の発生は小康状態を保っていたが、6 月中旬以降、再発傾向が続いている。観光・誘客の促進など経済回復に軸足を移す施策を進めようとする矢先に慎重な対応が求められるに至っている。

これまでは外出・イベント開催自粛・休業要請など一律の対応をとってきたため、経済面への深刻な影響を及ぼした。今後の息長く続くコロナウイルス対策には、ターゲットを絞った効果的な対応が求められる。

9 総括

関西広域連合では、「関西防災・減災プラン（感染症対策編）」に基づき、発生初期から感染期・小康期までの各フェーズに応じて、円滑な情報共有の下、府県民・事業者への統一メッセージの発出や広域医療連携、国への要望・提案などに取り組んできた。この結果、首都圏よりも早く、5月21日に関西府県全域で緊急事態宣言が解除された。

関西圏が歩調をあわせた取り組みにより、効果的に感染者の大幅削減に貢献することができた一方で、国による8割接触削減という呼びかけのもと、幅広い年齢層や業界に対する一律的な行動自粛や休業要請により、地域社会・経済に深刻な打撃を与えた。

今後は、クラスター発生リスクの高い事業所における感染防止対策の徹底や、高リスク者である高齢者等の命を重点的に守る対策等、感染防止対策に万全を期するとともに、併せて社会経済活動の維持・向上に向け、構成団体間の情報共有をもとに関西が一体となった取組を進めていく必要がある。

令和 2 年 7 月 2 2 日
広 域 医 療 局

「検査体制・医療提供体制等に関する情報共有」について

広域医療局が主体となって、各構成団体・連携県における新型コロナウイルス感染症への対応に関する「経験を共有する取組（令和 2 年 5 月 2 8 日近畿ブロック知事会議にて合意。）」として、別紙のとおり取りまとめた。

各府県市の検査体制や医療提供体制に関し、「第 1 波での課題」「課題に対応した内容」「第 2 波に向けての対応方針」について調査するとともに、7 月 1 5 日（水）に開催した「関西広域連合構成団体及び連携県感染症担当学会議」において議題とし、経験の共有や今後の方向性の確認を行った。

○ とりまとめ（別紙）の概要

1 検査体制等

（1）検査体制

- ・ 相談体制や検査採取体制、検査体制については、第 1 波時点において、各府県市において増員や機器の増強、民間検査機関の導入、抗原検査の活用等、体制の強化を図っており、第 2 波に対しても、これまでの取組を進めていく。
- ・ P C R 検査を行う基準については、第 1 波時点で府県市で異なる対応が見られたが、圏域内の検査能力は増強してきており、広域連合における「検査の広域連携」に関する申し合わせも踏まえ、今後は可能な限り幅広く、必要な検査を行うことのできる体制を確保していく。

（2）保健所の体制

- ・ 相談対応や検体搬送、クラスター対策や積極的疫学調査の実施など、保健所の業務が増大したことに対し、退職保健師の登用や経験職員の併任、相談業務や検体搬送の外部委託など、体制強化が図られている。
- ・ 感染者やクラスターの早期発見に関するサーベイランスについては、HER-SYS をはじめとした I C T システムや、国が提供する接触アプリ、府県が提供する追跡システムなどの活用を進めるとともに、府県間をまたぐ感染者への対応など、これまで以上に府県市間の連携を進めていく。

2 医療提供体制

（1）医療機関・調整本部

- ・ 病床の確保をはじめとした医療提供体制を構築する上で、協議会や入院調整本部に D M A T や災害医療コーディネータの参画を頂き、調整を図ってきたところ。
- ・ 第 2 波に向けては、空床状況等に関する I C T システムの活用を図ると

ともに、救急搬送について課題となった疑い患者の受入れや、妊産婦や障害者、透析など特別な配慮が必要な方の受入れについて、国の２次補正予算を活用するとともに、関係団体との綿密な調整を進めていく。

（２）軽症者への対応

- ・ 施設の確保、施設内人員の確保等について当初課題があったが、医師会をはじめ関係団体との連携により、各府県において宿泊療養施設を確保しており、今後も継続する方針。
- ・ 退院（退所）基準については、国の基準に準ずるとする府県市と、ＰＣＲ検査を実施する府県とで対応が分かれている。広域連合としては、このことを踏まえ、国に対し、「国民に不安を与えないよう、科学的根拠をきちんと示して国民にわかりやすく説明すること」を求めている。

（３）院内感染対策

- ・ コロナ患者の入院対応を行う医療機関と、入院対応を行わない医療機関と区分して調査を実施した。実際に院内感染が発生した府県によれば、入院対応を行わない医療機関の感染防止対策に課題があったと指摘されている。
- ・ 担当者会議において、事例を共有するとともに、府県市においては、専門家の派遣や、実際に起こった事例についての情報共有や注意喚起を行うこととしている。

3 介護保険施設における施設内感染対策

（１）施設内感染対策

- ・ 高齢者介護施設における施設内感染については、感染防護用品の不足や、感染が起こった場合の人員確保、入所者を受け入れてくれる医療機関・施設について課題があり、感染症サポートチームの派遣や、人員確保に関する関係団体との協議を行った。
- ・ 今後は、引き続きサポートチームの派遣や、平時からの第２波を想定した対応、発生していない県では他府県市での事例・対応を参考にするなどの取組を進める。

4 医療物資

（１）医薬品・医療資器材の確保について

- ・ 第２波に備え、各府県市において、備蓄・調達を進めるとともに、広域連合において「医薬品・医療資器材の広域的な融通」を申し合わせており、各府県市においても、圏域内企業での医療物資（フェイスシールド、防護服等）の生産を行うなどの取組が行われている。
- ・ 府県市において重要な医療機関を把握し、必要な需要を見極めた上でバランスをとって配分することが最も重要であり、必要な物資が適切に配分されるよう、連携を図っていく。

検査体制・医療提供体制等に関する情報共有について

令和2年7月22日
関西広域連合 広域医療局

目次

1 検査体制等	
(1) 検査体制	1
(2) 保健所の体制	6
2 医療提供体制	
(1) 医療機関・調整本部	11
(2) 軽症者への対応	15
(3) 院内感染対策	17
3 介護保険施設における施設内感染対策	
(1) 施設内感染対策	21
4 医療物資	
(1) 医薬品・医療資機材の確保について	23

1 検査体制等

(1) 検査体制

① 相談体制について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	①新規患者増加時、クラスター発生時に相談件数が急増。 ・電話相談のマンパワー確保 ・応答率が80%を割り込む ②聴覚障害者や外国語での相談の対応。 ③対応職員への最新情報の共有 ④夜間の電話対応への負担 ⑤かかりつけ医からの相談を受ける体制が不十分。	①退職保健師の任用、市町保健師の併任 ・外部委託の導入と、電話対応職員の増加 ・看護協会への派遣依頼に加え、県職員(保健師)OB・OGや県看護学校の学生に依頼(兵庫県) ・一般相談窓口を本庁に一本化の上、外部委託(和歌山県、徳島県) ・LINEを活用した健康相談等を構築(徳島県) ②5カ国語による三者通訳を導入(京都府) ・メール・ファックスによる窓口を設けた他、国際交流協会による行政通訳サービスを案内(京都市) ③引き継ぎの徹底・相談マニュアルの整備 ④夜間の相談窓口を24時間コールセンターに一本化(兵庫県) ⑤かかりつけ医からの相談に対しては、医師会との連携による「検査センター」で対応(京都府、徳島県)	・回線及び相談員の確保・拡充 ・引き続き外部委託を継続 ・コールセンターは規模を縮小の上継続し、第2波発生時はフェーズに併せて対応する。(兵庫県) ・現状の対応を基本とし、相談件数が急増した場合には回線数を増やすなど、柔軟に対応する。(大阪府)
総括	○第1波では、急増する相談に対応するため、各府県市において相談員増員や回線増加・業務委託などの工夫を図った。 ○第2波に向けては、第1波の対応を踏まえ、フェーズに併せた対応などに努めている。 ○外国人や障害者への対応などについて、先進団体の対応を参考に努めていく必要がある。		

①

1 検査体制等

(1) 検査体制

② 検査採取体制について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	①帰国者・接触者外来を設置する医療機関の確保。 ・採取件数が増加したとき、帰国者・接触者外来に大きな負担となった。 ②検体採取における感染リスクの軽減、所要時間の短縮 ③帰国者・接触者外来における個人防護具(PPE)の不足	①帰国者・接触者外来の拡充を図るとともに、医師会と連携し、「地域外来・検査センター」を設置 ・帰国者・接触者外来に対し、感染予防設備の補助を行った(兵庫県、徳島県) ・検体採取の人材確保のため、医師会、看護協会、歯科医師会と協同して研修会を実施した。(徳島県) ②ドライブスルー方式による検体採取の実施 ③帰国者・接触者外来に対し、医療資材の配布を行った。(政令市)	・帰国者・接触者外来をさらに増設 ・「地域外来・検査センター」の設置箇所の増加及び体制強化 ・かかりつけ医による検体採取体制の整備 ・ドライブスルー検査の拡充 ・緊急包括支援金を活用し、PCR検査機器を増設(鳥取県、徳島県) ・唾液検体によるPCR実施、抗原検査キットの活用により、診療・検査のアクセスを改善。(京都市) ・発熱症状など感染の心配のある方に身近なところで検査を受けられる環境を整えるため、一般の医療機関を「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」として県が認定する制度を運用(奈良県)
総括	○当初においては、帰国者・接触者外来の数が少なく、検体採取も限られていたが、「帰国者・接触者外来」の増設や、医師会等との連携による「地域外来・検査センター」の設置、ドライブスルー方式による検査の導入などにより、効率的に検体採取できる体制が整ってきている。 ○今後も、抗原検査キットの活用など、迅速な検査に向けた体制をより促進していく。 ○個人防護具(PPE)は採取に先立つものであり、必要不可欠であるため、今後も確保に努めていく。		

②

1 検査体制等

(1) 検査体制

③検査体制について(民間の検査機関の活用状況、試薬等の確保状況 等)

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	①民間の検査機関が県内にないなど、地方衛生研究所等での検査には限りがあった。 ②検査キットや試薬が輸入品のため、一時的に流通が停滞し、確保に支障があった。 ③民間検査機関や医療機関内での検査拡大につれ、なれない検査に対する不安の声が聞かれた。	①検査機器の導入や試薬の購入による、衛生研究所の体制強化を図った。 ・検査数を超過する分については他の検査機関に協力を依頼した。 ・医療機関における保険適用検査の拡大や、民間検査機関の活用を図った。 ・ウイルス検査経験者を衛生研究所に集約するなど、人員体制の確保(京都府) ・臨時衛生検査所の設置と民間検査機関や医療機関への機器整備補助(京都府) ・PCR検査機器の追加導入。 ②試薬の計画的な確保を行った。 ③臨床検査技師会と協同し検査手技等に係る研修を実施した。(京都府)	・民間検査機関との契約を実施 ・医療機関及び民間検査機関への機器整備補助を行い、能力の拡大を図る。 ・地方衛生研究所に新たな検査機器を導入するとともに、PCR検査センターの設置など、体制を拡充。 ・大学との連携(大阪府) ・全自動検査機器の導入 ・試薬の計画的な確保を継続する。
総括	○当初においては検査能力に課題があったが、民間検査機関との契約や、医療機関における検査の実施、新たなPCR検査機器の導入が行われ、検査能力は漸次増加している。 (参考:構成府県市における1日あたりの検査可能検体数 704(2/28現在)→3,909(7/1現在)) ○関西広域連合における「検査の広域連携」に関する申し合わせも引き続き実施し、関西圏域における検査能力の確保を図る。		

③

1 検査体制等

(1) 検査体制

④PCR検査を行う対象や基準について(疑い患者の範囲 等)

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	①国の基準の周知 ②国の検査基準では検査対象が絞られてしまい、検査基準に該当しない等、検査につながらない事態が発生した。 ・国の検査基準を満たさない場合でも検査希望が多く、対応に迫られた。 ③院内感染やクラスターが発生し、徹底した行動調査を行ったが、感染の疑いのある濃厚接触者が多数に及んだ。 ④術前検査や妊産婦へのPCR検査	①相談窓口において繰り返し説明を行った。 ②相談目安や検査の実施について、国の基準より若干の緩和を行う運用を実施 ・国の基準をベースに、医師が必要と認めた場合には検査を実施。 ・医師会と連携し、渡航歴や接触歴がなくても一定の症状があれば柔軟に検査が実施できるよう、独自のガイドラインを策定(京都府、京都市) ③疫学調査の結果感染が疑われる者については幅広く積極的にPCR検査を実施(三重県、和歌山県、徳島県) ・クラスター対策等に当たり、より機動的に検査を実施するよう市独自の基準を策定(京都市) ・検査を受けやすい環境整備として匿名による検査受付を実施(徳島県) ④妊娠中に実施したPCR検査の費用助成を実施(京都市)	・国基準をタイムリーに把握し、各団体や政令市との情報共有に努める。 ・検査基準の周知に関する取り組みや、先を見越した基準の設定について国に要望 ・国の通知に基づき、濃厚接触者への全数調査や医師の判断による術前検査ができる体制を構築する。 ・医師が必要と認める場合や、濃厚接触者については全て検査を行っていく。 ・医療機関従事者や介護関係者等のデインジャーグループでは、濃厚接触者については無症状でも積極的にPCR検査をする。 ・希望に応じて分娩前の妊産婦を対象としたPCR検査の実施を支援する。
総括	○第1波時点では府県市間で異なる対応が見られたが、国の基準も踏まえうえて、医師が必要と認めた場合やクラスター対策など、事例によって必要な範囲を見極め、積極的に検査を実施する方向となっている。 ○クラスター発生時には、国の基準にとらわれず徹底的な調査を実施するとした団体もあった。 ○圏域内の検査能力は増強してきており、広域連合における「検査の広域連携」に関する申し合わせも踏まえ、今後は可能な限り幅広くに必要な検査を行うことのできる体制を確保していく。		

④

1 検査体制等

(1) 検査体制

⑤ 抗体検査、抗原検査の活用について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	(抗体検査) - 国から抗体保有状況調査の協力依頼があった。 - 抗体検査については、現時点では精度に課題 - 抗体検査を感染経路の特定や感染状況の把握に活用 (抗原検査) - 生産量が少なく、PCRの再確認が必要なため、使用方法が限定的	(抗体検査) - 大阪府民約3千人に調査を実施したところ、抗体保有率は0.17%だった。(大阪府) - 神戸大学と共同研究の実施など、疫学的、研究的に実施予定(兵庫県) - 定性検査として感染経路の特定に活用。また、県内の3地域で3千例を対象に実施中(和歌山県) (抗原検査) - 外傷等で緊急手術が必要な場合等への適用について、医師会と協同して帰国者・接触者外来設置医療機関に周知。(京都府、徳島県) - 県医師会と協議し、県内での使用基準を統一(兵庫県)	(抗体検査) - 今後の感染拡大に備えるとともに、継続的な調査について国と調整していく(大阪府) - 京都府立医大と協働し、医療従事者やクラスター発生事業所を対象として実施。院内感染の評価や感染拡大防止策を検証(京都府) - 神戸大学と協力して研究を推進(兵庫県) - 抗体検査は、感染経路を把握するため時期をずらして実施予定(和歌山県) - 京都大学医学部付属病院と連携し、本市職員等を対象とする大規模抗体検査を実施予定(京都市) (抗原検査) - 緊急性の高い陽性者を早急に検知するために活用
総括	○抗体検査については、感染状況を把握するための調査に活用されている。複数の構成団体において、大学等学術機関との連携により、評価・検証に活用する取組が進められているが、精度に課題があるため、学術調査としての利用に止まる。 ○抗原検査については、適用範囲が広がってきており、迅速に検査結果が示される特性を生かし、緊急性の高い検査に活用されている。今後も救急医療機関などでの活用が期待される。		

5

1 検査体制等

(2) 保健所の体制

① 人員等の体制について(応援体制、業務の見直し等(患者搬送の外部委託、民間との協力体制))

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	- 相談対応 - PCR検査の調整 - 検体搬送 - 医療機関との受診調整 - クラスター対応 - 積極的疫学調査の実施 等により、保健所の業務が増大した。	- 退職保健師を会計年度任用職員として採用 - 市町村保健師の併任 - 保健所経験職員の業務発令 - 電話相談や検体搬送の外部委託 - 帰国者接触者相談センター業務を県庁に集約後、本業務を外部委託(滋賀県) - 患者情報を共有するシステムの稼働に伴い、保健所でのデータ入力支援のため、保健所設置市9市にリエゾンを派遣(大阪府) - 本庁、地方機関の保健師、看護師、歯科衛生士等を派遣 - 入院調整について、府の調整本部と連携(京都市) - 搬送について、消防局の積極的な協力を得て、市内・日中の搬送を直営で実施(京都市)	- 現行の体制を維持・拡充 - HER-SYS等のシステムの活用 - 濃厚接触者の健康観察アプリを活用して、県医師会への委託による自宅待機者へのフォローアップ体制の強化を行う(和歌山県) - 検体回収、患者搬送などの外部委託を進める。
総括	○保健所の業務が過多となったため、各府県市において、様々な人員体制の強化や搬送の外部委託等が図られた。 ○国の有識者会議において、日本が欧米に比べ死亡者が低く抑えられた要因として、「保健所を中心とした、地域の公衆衛生水準が高かったこと」が挙げられており、今後も体制を維持していく必要がある。 ○さらに保健所機能の強化を図るため、積極的疫学調査の実効性を担保するための法的措置の検討や、保健所の人的支援のあり方の検討について、関西広域連合として国に提案を行う。		

6

1 検査体制等

(2) 保健所の体制

② 保健所の体制について(積極的疫学調査の実施体制、クラスター発生時の対応等)

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	- 調査に関する基本的な知識の再確認、客観的な評価が必要。 - 積極的疫学調査に携われる人員の不足 - 複数のクラスターの発生のため、人員確保が困難だった - 社会福祉施設で陽性が発生した事例では、施設を閉鎖する必要があり、利用者への説明や、閉鎖期間の代替策の立案、再開に向けての調整が必要。また、健康観察対象者が100名を超える施設もあり、一度に多くの人員が必要だった。	- 厚生労働省のクラスター対策班の支援を受けた。(福井県、滋賀県、大阪府、徳島県) - 県庁でクラスター対策チームを組織し、クラスター終息まで対応支援を行った(三重県、滋賀県) - 本庁からリエゾン(医師、保健師)派遣(三重県、京都府) - 大阪健康安全基盤研究所疫学調査チーム(O-FEIT)に依頼し、疫学調査の技術的支援を行った。(大阪府) - クラスターや院内感染に関しては、専従班を編成し、集中的に対応した(京都市) - 保健所内に対策グループ(51人体制)を編成。グループ内に疫学調査チームを設置し、データ分析、疫学調査の効率化、体制強化を図った(大阪市)	- 第2波においては予め所内体制変更の基準を定め、迅速に対応(福井県) - 相談業務をコールセンターに委託し、積極的疫学調査等に注力する(三重県) - 患者発生をシミュレーションし、保健所の人員体制を整備(京都府) - 疫学調査等対応力向上に向けた人材育成 - ICTを活用した濃厚接触者等のフォローアップ体制整備(京都府) - スマホアプリやHER-SYSの活用 - 本庁内に感染経路等を分析する専門班を設置し、保健所の調査をサポート(奈良県)
総括	○最初のクラスターの発生には、厚労省のクラスター対策班の支援を受けた団体が複数あった。 ○2回目以降は自府県市で対策チームを設置し、対応している。 ○複数のクラスターや、大規模クラスターへの対応のための人員確保が重要。 ○疫学調査に関する専門知識を有する人材の確保も課題と言える。 ○国や府県が提供するスマホアプリや追跡システムの活用を進める。		

7

1 検査体制等

(2) 保健所の体制

③ 疫学調査を実施する基準について(開始のタイミング、PCR検査を行う範囲等)

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	(開始のタイミング) ①検査対象となった方は全て実施したが、負担が大きかった。 ②検査結果が陽性の者に対し疫学調査を実施。 - 医療機関で検査を行う場合の情報共有 (PCR検査を行う範囲) - 対象の範囲は個別に判断 - 症状の有無にかかわらず濃厚接触者、医療従事者 6月の国通知までは濃厚接触者で有症状者	(開始のタイミング) - 受診相談があった時点で対象者の状況について確認を行っているため、判明直後から疫学調査の円滑な実施が可能だった。 - 医療機関で行う場合は、情報共有により対応した(大阪府、京都府) (PCR検査を行う範囲) - 濃厚接触者の定義や積極的疫学調査実施要領の改訂も踏まえ、医師の判断の下、柔軟に検査を実施するよう、市独自のガイドラインを設定(京都市)	(開始のタイミング) - 保健所の疫学調査等の課題についてヒアリングを実施。ヒアリング結果を保健所間で共有するとともに、対応を検証(京都府) - 疫学調査等の保健所の負担軽減のための対策を行う。 - 府の患者情報管理システムで医療機関での検査実施状況を把握する仕組みを構築する。 (PCR検査を行う範囲) - 症状の有無に関わらず、濃厚接触者 - 濃厚接触者に限らず、接触のあった者 - 国の基準に従う
総括	○積極的疫学調査の開始のタイミングや検査を行う範囲については、各府県市においてばらつきが見られた。 ○検査の迅速化をはかり、なるべく早く調査を進める必要がある。 ○クラスター発生時には、疫学調査に時間を要し、検査が後手に回る場合もあるとの回答もあった。		

8

1 検査体制等

(2) 保健所の体制

④ サーベイランス体制について(感染者の発生状況、クラスター発見の方法)

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	・感染初期には、発症日や患者の属性が類似している事例が多く発生した。 ・企業内、家族内での感染が増加した。 ・臨床的に新型コロナ患者と推測されても、届出基準外である場合、その周囲で発生した患者もリンク不明の扱いとなる。 ・他府県で発生した患者の濃厚接触者が本県に存在する場合の探知が遅れた事例。	・患者の発生状況・検査状況について、大阪府が政令中核市を含めとりまとめた(府内全体を把握しているため、クラスターに気づき易い。)(大阪府) ・対策本部事務局で人員体制を整えて患者発生状況の集計、分析を行った(兵庫県) ・濃厚接触者に関する情報を得た時点で関係する自治体へ直接連絡し、情報提供をお願いした(滋賀県) ・感染者の発生状況等の情報については、専任の担当を置き、HP等で情報発信を行った(京都市) ・大阪市内で実施した集団調査の疫学調査集積では、患者が複数発生している集団はマーキングするなど一目で分かるようにした(大阪市) ・QRコードを活用した追跡システムの運用を開始し、患者と接触した疑いのある方に早期に症状があれば相談へと導く。	・HER-SYSの活用による感染者発生状況の適時把握 ・医師会が実施する症候サーベイランスシステムや、学校等欠席者・感染症情報システムの有効活用によるクラスターの早期把握(京都府) ・感染者情報システムを活用し、府内全保健所で検査実施件数及び検査結果の入力により、効率化を図る(大阪府) ・国が提供する接触アプリや府県が提供する追跡システムの活用
総括	○サーベイランスについては、体制の確保やICTシステムによる対応が進んでいる。 ○他府県の陽性患者の濃厚接触者が自府県市に存在する場合の情報共有について指摘があり、広域的な連携が必要な課題と言える。 ○国が提供する接触アプリや、府県による追跡システムの活用を進める。		

9

1 検査体制等

(2) 保健所の体制

⑤ 府県と保健所設置市との連携について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	・患者急増時は、疫学調査結果等の情報共有が不十分(京都府) ・連絡手段や連絡先の確認に時間を要する場面が多く、情報連携に滞りが見られた。全体の状況を把握するため連携体制を構築する必要があった。(大阪府) ・患者の発生状況等を協同で検討、分析するなどの情報共有の場が少なかった。(兵庫県) ・感染者が多発した場合など、業務が錯綜し、報告や情報共有に支障を来す場面があった。 ・公表情報の整理等、随時大阪府と連携して実施(大阪市、堺市) ・市内医療機関での入院調整が困難な事例(神戸市)	・「専門サポートチーム」により政令市のクラスター対策を支援し、必要な情報を共有。会議を適宜開催。(京都府) ・連携の課題が発生する都府、府からリエゾンを派遣し、連絡調整を密にとった。(三重県、大阪府) ・入院コントロールセンターの設置、院内感染対策チームの設置など、円滑に連携が図れるよう、場面ごとの仕組み作りを行った。(京都市) ・兵庫県の入院コーディネートセンターに入院調整の協力により、市外病院への入院が可能となった(神戸市) ・帰国者・接触者相談センターを県と奈良市が合同で県庁内に設置。感染者判明の記者会見なども奈良市と合同で実施した。(奈良県)	・HER-SYS等患者情報システムを活用した情報共有 ・常に顔の見える関係の構築 ・保健所長会議や担当者間の連携会議等の場を活用し、可能な限り情報共有を行う。 ・引き続き連携を深めていく。
総括	○保健所設置市と府県の連携が課題とされたが、双方がコミュニケーションの課題を解決するための取組を行うとともに、HER-SYSの導入などによる情報共有の向上が見られた。 ○引き続き、府県と保健所設置市の連携を図っていく。		

10

2 医療提供体制

(1) 医療機関・調整本部

① 協議会をはじめとした医療機関との連携について(役割分担の明確化、小児・産科の体制等)

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	・急激に感染者が増加し、特に重症例が増えたため、県と各病院との意思疎通や合意形成に課題が生じた。 ・当初、ピーク時に十分な病床の確保が困難で、圏域の規模に応じた病床の確保ができなかった。 ・陽性の妊産婦を受入れる医療体制整備 ・特別な対応を要する症例(小児・妊産婦・精神疾患・透析)の入院調整に苦慮した。	・院長を集めた病院長会議(協議会)を設け、意思決定・統一の場とすることで、調整が円滑になった(福井県) ・4月中旬に県内2つの公立病院を重点医療機関に指定するとともに、圏域毎に協議会の開催や個別訪問による病床確保の要請(滋賀県) ・周産期医療対策協議会等で検討し、受け入れ体制を整備(京都府) ・協議会で議論するとともに、入院調整本部における専門家の関与、災害時小児周産期リエゾンの活用(大阪府) ・小児・妊産婦・精神疾患・維持透析症例については各医療機関にあらかじめどのような形であれば受け入れが可能かを確認し事前想定を行った。また、透析症例に関しては症例ごとに透析スケジュール及び臨床所見を確認し、例えば一日透析施行日をずらすことが可能かなどを確かめながら入院調整を行った。(大阪府)	・協議会の定期的な開催 ・空床確保の財政的支援 ・各医療機関での病床確保の取組事例の共有 ・帰国者・接触者外来設置医療機関に疑い患者の受入れをしていただき、入院受入れ医療機関との役割分担による負担軽減(京都府) ・国の二次補正の活用 ・学校再開に伴い、第1波と比較して小児患者の割合が増えることが想定され、保護者の扱い等に関する細かな体制づくりを図る。 ・障害児等の受入れに当たっての体制整備
総括	○陽性患者の入院を受入れる医療機関等を調整する協議会は、府県における新型コロナウイルス感染症患者に対する医療提供体制を構築する上で、重要な役割を果たしている。 ○特別な配慮が必要な症例や、疑い患者を受入れる救急医療機関の設定等についても、国の通知や2次補正予算の活用により、各府県市において、さらなる体制の構築が必要とされる。		

11

2 医療提供体制

(1) 医療機関・調整本部

② 調整本部における入院調整の課題について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	・急激な患者増に対し、一時的に病床が逼迫 ・当初、情報共有が十分ではなく、一部の病院で救急受入れ中止。肺炎や熱発のみで疑い例扱いとなった患者の救急搬送先の対応 ・迅速かつ正確な情報の把握(空床情報、入院患者の情報等) ・周産期・小児・精神など、特定分野の医療が必要な患者 ・夜間休日における医療機関の病床確保要請	・確保病床を増加し、軽症患者から徐々になれていただく等の対応(京都府) ・DMATを中心に各病院の状況把握、患者の情報共有に努め、入院調整が改善。疑い例の受入れ病院を増やすため、感染防止対策加算病院と調整(福井県) ・空床情報や患者の情報は病院からの報告やクラウドシステム等を活用して収集 ・宿泊療養施設の稼働や軽症者用病床確保により下り搬送を実施 ・特定分野については、関係団体や受入れ医療機関と調整 ・各病院の担当窓口を平日・日中・夜間別に明らかにし、毎日直接連絡・メールでコンタクトをとるなど、夜間休日の受入れの円滑化を図った(大阪府) ・患者発生数と必要病床数のシミュレーションを実施(和歌山県)	・引き続き入院調整本部による調整を勧める。 ・厚労省の新システム(HER-SYS、G-MIS)や独自システムの活用を進める。 ・全体の医療提供体制、外来検査体制、個々の病院内の体制、県の体制等の再構築を踏まえた業務フローのリプレイス ・新たな受入れ先の確保を進める。 ・関係団体との対応方法のルール化を図るとともに、施設整備等をさらに進める。 ・モデル病院におけるクラスター発生時の想定訓練を検討する。
総括	○入院調整本部にDMATや災害医療コーディネータの参画をいただき、調整本部による入院調整が行われている。 ○救急搬送や一時的に患者が急増した場合の病床確保など、第1波で現れた課題については、国の2次補正予算の活用などにより、各府県においてさらに拡充が進むものと考えられる。		

12

2 医療提供体制

(1) 医療機関・調整本部

③重症者対応の病床確保に関する課題について(ICUの設備・人材の確保 等)

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	・重症患者を受入れることができる医療機関に限られる。一般病床を活用し、コロナ重症者に対応することが必要であり、病床休止や診療制限が行われた。 ・ICU等のコロナ病床への転用依頼は、要請しても即座に対応できるものではなかった。 ・重症患者のための病床が軽症者により使われた。 ・医療資器材の整備や重症患者受入れのためのルール作りが必要 ・ECMOスタッフの確保	・協議会にて確保を協議し、患者受入れのためのルールを策定 ・病院と個別に調整を図り、府の感染状況と必要となる病床数を説明した上で、病院の意向を踏まえ病床の確保を要請(大阪府) ・医療資器材について、補助金を活用して整備 ・国が実施するECMOチーム等養成研修への参加支援	・引き続き必要な病床数について確保に努める。 ・患者推計に基づき、フェーズごとの病床確保を行う。(圏域別:和歌山県) ・医療従事者の不足に備え、大阪府看護協会等と連携し、人材育成研修の実施や医療従事者の派遣支援制度等を検討(大阪府) ・想定を超えた感染拡大に備え、重症患者向けの臨時医療施設(「(仮称)大阪コロナ重症センター」)を整備する(大阪府)
総括	○第2波に備え、各府県市において、新たな患者推計に基づき、病床数を確保する取組を進めている。 ○関西圏におけるICU拠点の整備を国に求めている。 ○関西広域連合においてはECMOネットとの連携を進めており、医療専門人材の確保について、引き続き連携を深めていく。		

13

2 医療提供体制

(1) 医療機関・調整本部

④病床確保関係(通常病床から感染症病床に移行するタイミングについて。判断基準等)

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	・感染拡大期において、どれだけ病床を確保するかが課題だった。 ・確保後は、ICU救急救命等をはじめ通常の診療や手術控えが起こっていたため、いつ通常病床に戻すかが課題(京都府) ・第1波においては、通常救急の受入れを中止せざるを得ない三次医療機関がでてきた(大阪府) ・各医療圏域ごとの想定患者数を設定できておらず、実際に感染者が出た場合の対応となった。(和歌山県)	・早期の宿泊療養施設立ち上げにより軽症者を移送し、新規患者の病床を確保(福井県) ・切り替えのタイミングが明確でなかったことから、患者数を指標とする切り替え基準を作成(三重県) ・専門家会議で判断した(京都府) ・公的医療機関を中心にコロナ用病床確保を要請し、感染拡大・収束状況を鑑み、必要に応じて通常救急確保を目的とした重症病床の集約化のための転院調整をした(大阪府) ・感染者が出た場合に合わせて確保しており、一度確保した病床はそのまま確保し続けている。(和歌山県)	・フェーズに応じた病床確保 ・感染者受入病床について、約半数を平常時の医療用に戻した上で、感染拡大の兆しがあれば速やかに受入を再開。目安はコロナ用病床の使用率が30%を超えた場合に設定(京都府) ・現在、確保病床については、病院の意向も踏まえ、通常病床として一部運用。基準(大阪モデル)において再び感染拡大が見られた場合は、再度コロナ用として病院に依頼。 ・第1波で人工呼吸器管理を行った症例の詳細な分析を行い、ICU病床使用機関・人工呼吸器使用期間などを明らかにし、これらを参考に可変的な病床確保体制を目指す。(大阪府)
総括	○第2波に備え、各府県市において、新たな患者推計に基づき、病床数を確保する取組を進めている。 ○「即応病床」や「準備病床」の設定などについて、各府県における協議会で議論が行われるが、各府県の経験を共有することで、設定上の参考とされたい。 ○また、自府県内で対応できない場合のセーフティーネットとして、広域連合の申し合わせである「広域的な患者受入体制の連携」も維持していく。		

14

2 医療提供体制

(2) 軽症者への対応

① 軽症者向け宿泊施設の確保・運営について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	①施設の確保 ②施設内人員の確保 ③宿泊療養者の健康管理について ④汚染されていない廃棄物の引き取り拒否 ⑤軽症者入所までの活用	①これまでに前例がないため、契約手続きの妥当性の検証に時間を要した(三重県) ②医師会、看護協会、各医療機関を通じ、医師、看護師を確保 ③療養者によるタブレットへの健康状況の入力や、入院前の調整本部との連携、巡回医師、看護婦との連携(京都府) ・急変に備え、各階にパルスオキシメーターを設置(三重県、兵庫県) ④他の感染性廃棄物と一緒に廃棄処理せざるを得なかった(兵庫県) ⑤入所があるまで、医療従事者や帰省者等の受入れを実施(徳島県)	・引き続き一定の宿泊施設の確保を継続・拡充を行う ①感染状況に応じて速やかに宿泊施設を確保するために、県が民間旅行業者へ要請し、約2週間で宿泊療養者の受入が開始できる仕組みを構築(三重県) ②引き続き協力依頼 ③医師会が作成した患者フォローシステムを活用(京都府) ④業者への説明を丁寧に行うとともに、業界団体を通じて協力を依頼する。
総括	○軽症者、無症状者については、宿泊施設での療養を原則とするため、各府県において、ホテルの借り上げ等を行っている。 (7月1日現在、関西広域連合管内 約3,700室を確保) ○健康観察のためのタブレットの利用など、感染防止対策に工夫が行われている。 ○風評被害対策として、周辺住民への説明や関係事業者への説明を丁寧に行う必要がある。		

15

2 医療提供体制

(2) 軽症者への対応

② 退院時・自宅療養解除時の対応基準について(PCR検査等の実施等)

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	・国の退院基準への対応 (発症日から10日間経過、かつ症状軽快後72時間経過、または6日経過で2回陰性) ・軽快化したにもかかわらず、PCR検査で陰性化せず、退院できない事例の存在	・国の基準に準じた(福井県、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、神戸市) ・自宅療養解除時にPCR検査実施(堺市) ・新たな退院基準を適用した事例は1例。直前のPCR検査で陰性を示していた(三重県) ・検査が逼迫している状況にないことから、引き続き2回連続の陰性確認を維持(徳島県) ・早期の陰転を期待して、検査をできるかぎり毎日実施(滋賀県) ・宿泊療養施設を整備することで、軽症者等による病床負担を軽減(京都府) ・退院の判定においては、部位の異なる2検体でのPCR検査を実施し、陰性化を確実に確認するとともに、退院後も2週間の自宅待機を依頼(和歌山県)	・国の退院基準に準ずる(福井県、大阪府、兵庫県、4政令市。) ・主治医等の判断でPCR検査を実施することは認める(三重県) ・退院基準に応じた検査ができるよう検査実施機関と調整(滋賀県) ・感染状況、検査体制等を引き続き注視し、対応を検討。 ・引き続き療養施設の確保(京都府) ・今後も退院時には陰性化を確実に確認し、その後の感染予防策の実施の指導に役立てるとともに、再度の陽性化に備えて2週間の自宅待機を依頼する(和歌山県)
総括	○現在の退院基準においてPCR検査は必須ではないが、複数の府県がPCR検査を念のため実施している。 ○国の退院基準はWHOやCDCに準じているとされるが、明確な科学的根拠が示されているか。 ○関西広域連合としては、退院基準について、「国民に不安を与えないよう、科学的根拠をきちんと示して国民にわかりやすく説明すること」「重症患者の治療に支障が生じないよう、最新の医学的知見を基に、適時適切に見直しを行うこと」を国に要望していく。		

16

2 医療提供体制

(3) 院内感染対策

① コロナ患者の入院対応を行う医療機関における院内感染対策について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	①各医療機関への感染防止策の指導助言 ②感染防止器材の入手困難 ③患者の動線の確保	①国の通知の発出 ・専門家の派遣(福井県、京都府、大阪府) ・医師会等による防護具等着脱研修(徳島県) ・県独自の文書発出(和歌山県) ②府県市が調達し、各医療機関に物資を配布(国からの配布もあり) ・感染予防設備に係る補助 ③別入り口の設定、プレハブの設置等(徳島県)	・国の通知を周知 ・国の2次補正を活用 ・専門家の派遣結果と所見をとりまとめ、県内医療機関で共有(福井県) ・県内団体への委託事業により、各医療機関への巡回指導、講習会開催等の支援を行う。(滋賀県) ・実際の事例を提示し、注意喚起を行う。(京都府) ・空床補償費について独自の上乗せを行うとともに、入院患者の受入や個人防護具等の整備を支援する(兵庫県) ・医療機関へのリアルタイムPCR検査機器の導入を進める(和歌山県) ・積極的なPCR検査の実施、抗原検査の活用(京都市) ・新型コロナウイルス感染症に対応した院内感染マニュアルを作成し、研修を実施予定(奈良県)
総括	○国の2次補正(緊急包括支援交付金)において、医療機関の院内感染対策に関する費用について、実費が対象となっている。 ○引き続き院内感染の防止に取り組む。		

17

2 医療提供体制

(3) 院内感染対策

①-2 実際に院内感染が発生した事例(発生した原因・事後対応等)

	第一波時点の課題(事例)	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	・2病院で2名発生(福井県) ・発生状況の把握、院内感染の対策、患者の転院調整、職員の応援等、様々な課題に緊急に対応する必要があった。(大阪府) ・1例(接触感染)(和歌山県) ・発生原因:面会者からの持ち込み感染、従事者からの感染。拡大した要因:感染状況の把握が困難、標準予防策やゾーニング不備。対応困難事項:資器材の不足、対応する病床の不足(京都市) ・ゾーニングの不備、PPEの不足、メンタルヘルス対策(神戸市)	・ハンズフリー会話機の導入や病室入口に食事を配膳する方法の導入、コロナ患者受入病棟を別棟にするなど、感染防御を徹底。再発防止策について全医療機関に通知(福井県) ・府庁内に院内感染対策チームを設置、感染状況の把握については国のクラスター対策班の疫学専門家へ、感染対策の指導については地域中核病院のICDの専門家へ、転院調整は調整本部とDMATへ、院内感染対策チームがそれぞれ支援を依頼しながら、保健所が中心となって対策を進めた。(大阪府) ・行政の介入、対策の指導、PCR検査の実施(和歌山県) ・面会制限の徹底、PCR検査の実施、府のクラスター対策チームによる実地調査及び指導、府調整本部との連携による転院調整(京都市) ・保健所等による訪問により状況把握、助言。有識者(大学教授)による助言、転院調整(神戸市)	・派遣結果と所見をとりまとめ、効果的に感染防止策を県内医療機関で共有(福井県) ・引き続き保健所が中心となって対応を進めるとともに、院内感染対策支援チームが必要に応じて専門家等の支援を要請しながら進めていく(大阪府)。 ・必要に応じて専門家派遣を活用する(兵庫県) ・医療機関のリアルタイムPCR検査機器の導入を進め、院内感染対策のさらなる徹底を行う。接触感染予防策の励行(和歌山県) ・院内感染防止の徹底を図るための研修や啓発を実施。感染者の早期把握の徹底、クラスター対策チームの迅速な介入(京都市) ・有識者の助言、医療物資の確保、顔の見える関係づくり(感染症神戸モデル)(神戸市)
総括	○新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う病院は、感染症と隣り合わせであり、徹底した感染防御を行う必要がある。 ○発生した府県市の事例を担当者レベルで共有し、万一の事態に対する対応策を洗い出す。		

18

2 医療提供体制

(3) 院内感染対策

② コロナ患者の入院対応を行わない一般医療機関における院内感染対策について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	・府内で発生した院内感染の事例は、患者受入れをしない病院、または患者受入れ病院であっても患者受入れに関係のない病棟で発生（受入れをしない医療機関は、個人防護具不足もあり院内感染対策が不十分では）（大阪府） ・帰国者・接触者外来病院以外の一般病院は、入口に症状を有する方に対し保健所への連絡を促す等を実施（兵庫県） ・分離が完全ではなく、院内感染対策が徹底されていない医療機関が多い（和歌山県）	・マスク、フェイスシールド、長袖ガウン等の医療資材を配布 ・疑い患者は、保健所を通じ帰国者・接触者外来で診察できていた（兵庫県） ・県民が受診する場合の事前連絡の周知（和歌山県）	・国の通知を周知 ・国の2次補正を活用 ・専門家の派遣結果と所見をとりまとめ、県内医療機関で共有（福井県） ・県内団体への委託事業により、各医療機関への巡回指導、講習会開催等の支援を行う。（滋賀県） ・実際の事例を提示し、注意喚起を行う。（京都府） ・各保健所や各地域の院内感染ネットワークを活用して研修会を開催し、一般医療機関での対応力向上を目指す（大阪府） ・臨時外来の設置について関係市町・関係団体と協力して対応（兵庫県） ・備蓄体制の強化を呼びかける（神戸市） ・新型コロナウイルス感染症に対応した院内感染マニュアルを作成し、研修を実施予定（奈良県）
総括	○国の2次補正（緊急包括支援交付金）において、医療機関の院内感染対策に関する費用について、実費が対象となっている。 ○引き続き院内感染の防止に取り組む。		

19

2 医療提供体制

(3) 院内感染対策

②-2 実際に院内感染が発生した事例（発生した原因、事後対応等）

	第一波時点の課題（事例）	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	・医療機関において、医師、看護師及び患者が相次いで感染した事例あり。（福井県） ・お見舞い家族に端を発した病院内感染から高齢者施設内感染まで波及したケース（京都府） ・クラスター派生による医療機関内感染のケース（京都府） ・発生状況の全容の把握、院内感染の対策、患者の転院調整、職員の応援等、様々な課題に緊急に対応する必要があった。（大阪府） ・2病院（兵庫県） ・1例（和歌山県） ・感染防御策や資材の不足、ゾーニングが不十分、休憩や更衣室で感染拡大の可能性（大阪府）	・厚生省のクラスター対策班の分析結果を踏まえ、留意事項を全医療機関に周知（福井県） ・院内で対策を講じた後も感染拡大し、専門サポートチームによる介入を開始、現地調査と実地指導を行うとともに、病院と協力し、迅速に濃厚接触者を特定し、医療従事者及び入院患者全員にPCR検査を実施（京都府） ・府庁内に院内感染対策チームを設置、感染状況の把握については国のクラスター対策班の疫学専門家へ、感染対策の指導については地域中核病院のICDの専門家へ、転院調整は調整本部とDMATへ、院内感染対策チームがそれぞれ支援を依頼しながら、保健所が中心となって対策を進めた。（大阪府） ・関係者600人以上にPCR検査を実施（和歌山県） ・検討会や立ち入りを実施（大阪府）	・派遣結果と所見をとりまとめ、効果的に感染防止策を県内医療機関で共有（福井県） ・施設内感染サポートチームの充実、施設における感染症ガイドラインの作成、福祉施設における感染症対応リーダーの育成、人材派遣システムの構築（京都府） ・引き続き保健所が中心となって対応を進めるとともに、院内感染対策支援チームが必要に応じて専門家等の支援を要請しながら進めていく（大阪府）。 ・必要に応じて専門家派遣を活用する（兵庫県） ・医療従事者のデインジャーグループでは、濃厚接触者については無症状でも積極的にPCR検査を実施する。接触感染予防策の励行（和歌山県）
総括	○受入れを行わない病院における院内感染の事例が多く、受入れを行う病院と同様の感染防護策を講じる必要があると考えられる。 ○国の2次補正による院内感染対策を進める必要がある。 ○発生した府県市の事例を担当者レベルで共有し、万一の事態に対する対応策を洗い出す。		

20

3 介護保険施設等における施設内感染対策

(1) 施設内感染対策

① 高齢者介護施設等における感染防止策及び発生した事例の対応状況について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	①防護用品の備蓄不足 ②職員の不足(応援職員の確保) ③職員の感染症対策に関する知識不足 ④円滑な再入所が難しい事例の発生 ⑤施設・事業所から感染者(疑いを含む)発生に関する報告を受ける際に、どのような情報が必要か整理できていなかった。	①感染発生時に備え、個人防護具を県で備蓄。県内全ての事業所に消毒液を配布 ②自施設内での職員のやりくりで対応(兵庫県) ③感染者が発生した施設等に対し、感染症サポートチームが現場において、ゾーニングの指導や研修を実施(京都府) ・施設職員を対象としたWEB研修の実施 ・対応マニュアルの作製・配布 ・感染・疑い事例発生時の事務連絡を発出 ④国の2次補正を活用し、入所者を受け入れた連携事業所などを対象に、割増賃金等を支援する制度を創設(鳥取県) ⑤聞き取りシートを作製し、施設・事業所に周知、施設・事業所の衛生確保・濃厚接触者の選定を行うよう助言するとともに、防護具等の備蓄状況を確認し物資を提供した。(大阪府)	①クラスター等に備え、マスク、防護服等の必要な衛生用品の一括調達・備蓄を行う。 ②応援職員が必要となった場合に派遣できる施設を登録し、必要時に協力依頼する制度を構築(兵庫県) ③研修の実施やマニュアルの配布に加え、事業者団体との協議を行う。 ④入院期間中の空床確保、退院後の健康観察等に対する補助について予算要求(京都府) ⑤WEB研修(大阪府・概要は下記のとおり) ・感染症予防対策に係る市独自の動画資料の作成 ・事業所が活用できるチェックリストの作成 ・動画や国通知を改めてわかりやすく周知
総括	○高齢者介護施設でのクラスターの発生は、重症化の恐れが高いことから、平時より感染防止を徹底しておく必要がある。 ○第1波における発生施設における対応を担当者間で共有し、万一の事態に備える必要がある。		

21

3 介護保険施設等における施設内感染対策

(1) 施設内感染対策

② 高齢者介護施設等でクラスターが発生した場合の、受入医療機関の確保等について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	①当初の患者急増時に、受入れ可能な医療機関が一時的に逼迫するケースが生じる。 ②介護度に応じた対応 ③入院によりADLが低下した場合、施設に戻れない可能性。 ④経過観察等で出勤できなくなる介護職員等の不足を補う、施設間の相互応援体制が必要。 ⑤療養上配慮を要する認知症高齢者が感染した場合の対応 ⑥入院調整に関しては重症度に加え、特に高齢者の場合、本人・家族がどこまで侵襲性の高い治療を希望されるかが重要だが、医療機関・施設によっては、十分に患者本人・家族と急変時対応に関するコミュニケーションが取れていないところがあった。	①受入れ病床の確保の他、軽症者向け宿泊療養施設の確保を行い、当面の患者受入れ体制を確保した。(兵庫県) ・高齢者介護施設等での大規模クラスター発生に備え、県内病院の一棟全てを感染症病床として確保した。(和歌山県) ②③施設内感染サポートチームを派遣し、施設が早期に適切な感染防止策がとれるよう、支援を行った(京都府) ⑤施設で感染症が発生した場合の対応(認知症高齢者が感染した場合を含む)について整理した文書を県内事業所に通知(鳥取県) ⑥ケースごとに医療機関・施設に患者本人・家族の意思を確認して搬送医療機関の選定を行った(例えば人工呼吸器管理など侵襲的な治療を希望しない患者は三次医療機関への搬送を行わないなど)。(大阪府)	①今後、地域医療構想を進めていく中で、感染症対応を踏まえた検討を実施し、地域医療体制の構築に努める。 ・医療圏域ごとに想定される患者数を設定し、感染拡大のフェーズに応じて病床確保数を変動させていく。 ②③必要に応じ、施設内感染サポートチームを派遣する。 ④平時から関係団体との連携・調整により、相互応援体制の構築を進める。 ⑤他都道府県での事例を参考に対応方法を検討する。 ⑥課題を医療機関・施設に共有し、平時より第二波を想定した対応をしていただくよう周知する。(大阪府)
総括	○クラスターが発生してしまった場合に生じる課題について、第1波における経験を担当者間で共有しておく。		

22

4 医療物資

(1) 医薬品・医療資器材の確保について

① 医療物資の確保について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府 県市 の 取 組	①当初の備蓄量が少なかった。 ②各国の輸出規制等により、供給不足・価格の高騰など、調達困難な状況が生じた。 ③備蓄場所の確保 物資整理・在庫管理のノウハウ・物資受入・搬出のマンパワーが不足	①②国からの医療物資の供給に加え、県として物資購入の予算を計上。 ・ホームページ等で広く寄付を募集 ・府県内での医療用資材の製造を確保するため、製造に係る補助金制度を創設、ものづくり企業に製造を依頼 等 ・代用品、随意契約による即時確保を実施 ・部局横断的に一括調達ははかり、まとまった数の確保及び価格交渉に努めた。 ・独自の調達ルートを確保した。 ・医療資材を取り扱う企業と医療機関等を結ぶマッチングサイト「CLEAN VOICE KYOTO」を立ち上げ、適正価格での調達や中小企業の技術を生かす取組を府市協調で進めた。 (京都府、京都市) ③県の施設(講堂・研修室)を一時保存場所 ・空き会議室や県有休施設を確保 ・民間事業者との契約や学生アルバイトによりマンパワーを確保した。	①②医療機関において3ヶ月分、県において6ヶ月分の使用量相当数を確保(兵庫県) ・備蓄に係る費用(備蓄場所の確保など)について財政支援を国に要望(福井県) ・商社、卸売業者と協定を結ぶ等、流通備蓄確保に努める必要があるが、単なる備蓄ではなく、一定期間後、流通に移すランニング備蓄のシステム構築を検討する。 ・データベース化による一元的な管理に努める。 ・フェイスシールドやガウンの府内生産に取り組み、安定供給が可能な体制を構築する。 (大阪府) ③他部局所管施設や民間委託を活用し、備蓄受入れ量の増加に努める。
総 括	○第1波では医療物資の調達・備蓄が困難な場面があった。 ○関西広域連合で「医薬品・医療資器材の広域的な融通」を申し合わせるとともに、各府県市においても県内企業等で医療物資の生産を行うなどの取組が行われている。		

23

4 医療物資

(1) 医薬品・医療資器材の確保について

② 医療機関への医療物資の供給について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府 県市 の 取 組	①当初、医療用物資のうち、どの医療機関において、どの物資がどれだけ不足しているか等の情報がなかった。 ②医療機関に物資を配送する手段(業者の確保、1回あたりの集荷量) ③供給可能な防護資材と病院のニーズのミスマッチ ④調達物資を各医療機関に発送する際のマンパワーの不足	①厚労省のG-MISシステム稼働後、病院については把握できた。 ・診療所は対象外であるため、県で独自に消費量や不足状況の調査を行い把握した(福井県) ・診療所に各地区医師会を通じサージカルマスクを配分(鳥取県) ②運送業者と配送委託契約を行い、迅速かつ適切に運搬を行った。(三重県) ③代用が可能な防護具は代用をお願いし、N95マスクの使用方法等について通知を发出。 ④他部局から応援職員を招集し、新型コロナ対応部局の体制を強化するとともに、入院調整本部に派遣されたDMAT隊員とも連携し、迅速な供給に努めた。(徳島県)	・G-MISに新たに診療所を追加するよう、国に要望(福井県) ・必要に応じて、新型コロナ対応部局の人員体制を維持・強化するとともに、引き続きDMAT隊員とも連携し、対応に当たる。 ・民間事業者に発送作業を委託することも検討する。
総 括	○G-MISの導入により、医療機関側の入力の手間はあるが、リアルタイムで医療物資の不足状況を把握することが可能となった。 ○府県市において重要な医療機関を把握し、必要な需要を見極めた上でバランスをとって配分することが最も重要であり、必要な物資が適切に配分されるよう、連携を図っていく。		

24

4 医療物資

(1) 医薬品・医療資器材の確保について

③ 社会福祉施設等への感染防護物資の供給について

	第一波時点の課題	課題に対し、対応した内容	第2波に向けての対応方針
各府県市の取組	・社会福祉施設においては、マスク、ガウン等の個人防護具が不足し、確保が困難	・マスクや消毒液の在庫状況を確認するとともに、寄贈マスクや国からの優先供給スキームを活用し、購入した消毒液を各施設へ配布。 ・個人防護具を持たない施設で患者が発生した場合、保健所等から感染防護物資の緊急供給を行った。 ・県民や事業者に寄付を呼びかけ、多くの資材を確保し、また、本県が湖南省に設置した「滋賀県誘客経済促進センター」を通じ、中国の企業から大量のマスクを購入することができた。(滋賀県) ・医療機関や社会福祉施設など所管する部局にかかわらず、部局横断的に一括調達に努めた(徳島県)	・施設等が行う感染防護具の調達を含む感染対策に要する経費の支援を行う。 ・福祉部局でも寄贈品も活用しながら、第2波に備えて感染防護物資の備蓄を進める。(大阪府) ・市町村福祉部局等へ感染防護物資の配布を行い、備蓄するよう促している。(大阪府)
総括	○社会福祉施設への感染防止物資についても、医療用資器材と同様、調達・備蓄が困難な事態が生じた。 ○社会福祉施設におけるクラスター発生防止のためにも、引き続き感染防護物資の配分に留意する必要がある。		

令和 2 年 7 月 22 日
関 西 広 域 連 合

新型コロナウイルス感染症第 1 波への対応を踏まえた 「次なる波」への取組の方向性

関西広域連合では、関西で「緊急事態宣言」がすべて解除されたことを受け、5 月 28 日に、息長く続く覚悟を持って感染症に強い地域づくりに取り組むため「関西・新型コロナウイルスを乗り越えよう宣言」を採択した。しかし、小康状態を保っていた新規感染者が関西圏でも再び増加に転じ、急速に拡大しつつある。

関西広域連合として「次なる波」に的確に対応していくため、第 1 波における関西広域連合の対応を振り返り、そこで明らかになった課題を踏まえて、関西広域連合及び構成団体が連携して実施する今後の取組の方向性について、以下のとおり申し合わせる。

1 第 1 波への対応の総括

関西広域連合では、「関西防災・減災プラン（感染症対策編）」に基づき、発生初期から感染期・小康期までの各フェーズに応じて、円滑な情報共有の下、府県民・事業者への統一メッセージの発出や広域医療連携、国への要望・提案などに取り組んできた。この結果、首都圏よりも早く、5 月 21 日に関西府県全域で緊急事態宣言が解除された。

関西圏が歩調をあわせた取り組みにより、効果的に感染者の大幅削減に貢献することができた一方で、国による 8 割接触削減という呼びかけのもと、幅広い年齢層や業界に対する一律的な行動自粛や休業要請により、地域社会・経済に深刻な打撃を与えた。

今後は、クラスター発生リスクの高い事業所における感染防止対策の徹底や、高リスク者である高齢者等の命を重点的に守る対策等、感染防止対策に万全を期するとともに、併せて社会経済活動の維持・向上に向け、構成団体間の情報共有をもとに関西が一体となった取組を進めていく必要がある。

2 「次なる波」への取組の方向性

(1) 府県民一人一人の自覚ある行動の促進

次なる波を抑えるため、府県民には、「3 つの密」を避け、マスク着用や手洗い励行など日常生活の中での基本的な感染予防に取り組むこととともに、特に次の点に注意して自覚ある行動をとるよう協力を求める。

- ① 発熱や咳、のどの違和感や味覚・嗅覚の異常がある場合は、外出を控えること。
- ② 夜の繁華街の接待を伴う飲食店（キャバクラ、ホストクラブ等）など、最近クラスター源となっている施設の利用には、特に注意を払うこと。業種別ガイドラインを守っていない店の利用は控えること。
- ③ 東京都など感染が再拡大している地域への外出や行動には特に注意すること。
- ④ 多人数での飲み会は控え、飲食時に大声で会話をしないこと、回し飲みをしないなど十分に注意すること。
- ⑤ 陽性者との接触可能性等の情報を通知し感染拡大を予防する、国の接触確認アプリや自治体が提供する追跡システムを活用すること。

(2) 事業活動での感染防止対策の徹底

次なる波を抑えるため、事業者に対し、事業活動には感染拡大の危険が常に伴うことを自覚し、事業所及びその周辺における顧客・従業員等による「3密」の発生防止など、特に次の点に注意して事業活動を行うよう協力を求める。

① 業種ごとの感染防止対策の徹底

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき、店舗等の利用者の追跡システムを活用するなど、感染防止対策を徹底すること。特に、夜の繁華街の接待を伴う飲食店等においては特段の対策を講じること。

② 感染拡大を予防する「働き方」の定着

第1波で導入が進んだ在宅勤務（テレワーク）、分散出勤、サテライトオフィスなどを、感染拡大を予防する新しい「働き方」として定着させる、

③ イベントにおける感染防止対策の徹底

全国的・広域的な祭り、野外フェス等については、感染状況を踏まえつつ慎重に開催可否を検討し、開催する場合にも3密を避け、人と人の距離を十分に保つなど感染防止対策を徹底する。

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合には、府県への事前相談を行う。

(3) ターゲットを絞った対策

① 感染による重症化リスクの高い人に感染させない配慮

現在感染増加がみられるのは若年層であるが、若年層は、比較的、重症化する割合が少なく、無症状者も多い。一方で、感染による重症化リスクが高いの

は、高齢者や基礎疾患を抱える人である。このような層に感染を拡大させてしまうと、一気に重症者が増え、命の危険にさらされることになるため、特に重症化リスクの高い人へ感染させないことに重点を置き、高齢者等に対しては他の人に接するとき以上に感染予防への配慮を促していく。

② クラスター発生リスクの高い事業所における感染防止対策の徹底

これまで一律の休業要請を行ってきたが、実際にクラスターが発生したのは、ライブハウス、カラオケ、夜の繁華街の接待を伴う飲食店、居酒屋等、一部の類型に集中している。今後は、このようなクラスター発生リスクの高い事業所に重点を置いて取り組むこととし、こうした施設には、感染防止のガイドラインを順守した感染防止策の徹底を求める。

(4) 次なる波に備えた検査体制・医療提供体制の強化

① 検査体制の強化

医師が必要と認める場合や、特にクラスター発生のリスクの高い施設で患者が発生した際など、可能な限り幅広くPCR検査受診の要求に応えられるよう、ドライブスルー方式による検査の拡充や唾液検体によるPCR調査、抗原検査、民間検査機関の活用など、迅速な検査に向けた体制の強化を図る。

② 保健所の体制強化

保健所は陽性者の行動履歴の確認など積極的疫学調査に重要な役割を果たすことから、クラスターの発生等、調査対象数が急増した場合にも円滑に対応できるように、保健所の体制強化に引き続き取り組む。

③ 医療提供体制の強化

ア 医療機関との連携のもと、新規陽性患者状況に応じて段階的に医療体制を強化するシナリオをあらかじめ設定して患者受入体制の確保・強化を図る。
また、医療機関の経営や医療従事者の負担軽減に配慮した対策を進める。

イ 妊産婦や透析患者など、特別な配慮が必要な患者や、疑い患者を受入れる救急医療機関等を設定し、実際の運用に備える。

ウ 医療崩壊を防止するため、重症病床を確保することを基本としつつ、症状のない又は軽い場合が多い若年者の感染増加に対応し、広域的な連携も念頭に置いて、宿泊療養施設の確保を進める。

エ 医療機関における院内感染を防止するため、個人防護具の整備や簡易陰圧装置等の設備整備など、感染防止対策への支援を行うとともに、連合管内で実際に起こった事例について、情報共有を行う。

オ 第1波においてひっ迫した医療物資・資器材の安定供給のため、各自治体において医療物資等の計画的な備蓄を推進する。また、関西広域連合において、引き続き、各地域で開発した個人防護具の融通を含め、医薬品・医療資器材及び専門人材の広域融通調整、検査機関の広域連携の支援、広域的な患者受入支援に取り組む。

④ 治療薬及びワクチンの開発促進

新型コロナウイルス感染症の終息を見通し、社会的不安を解消するため、治療薬及びワクチンの迅速な開発を促進・支援する。

⑤ 発症例のさらなる分析

今後、ターゲットを絞った合理的かつ効果的な行動抑制対策を可能とするためにも、年代別の感染傾向や感染経路など発症例のさらなる分析を行う。

(5) 高齢者等の命を守る対策の強化

感染リスクの高い高齢者や障害者に対する感染防止対策を強化する観点から、社会福祉施設内での感染防止対策の徹底、リモート面会などICTの活用、面会基準緩和の慎重な取り扱い等を求める。

また、個人防護具、簡易陰圧装置、換気設備等の整備や、施設の感染防止策を助言する感染症サポートチームの派遣などによる支援を行うとともに、関係機関との連携強化を図り、患者発生時の自宅待機などにより職員が不足する施設に対し、協力施設等から職員派遣等を行う仕組みを整備するなど体制強化を支援していく。

(6) 人権侵害、風評被害の防止

第1波では残念ながら、感染者やその家族、また、治療にあたる医療従事者やその家族等に対する偏見や差別が見受けられた。感染者、医療従事者等に対する偏見や差別の撲滅に向け、この感染症に対する正しい認識の周知に努めるとともに、感染者や医療従事者等を社会全体で支えていく意識づくりに取り組む。

(7) 国との連携

今後、国と連携して、ターゲットを絞った効果的な対策を実施していくにあたり、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会や、感染防止策の効果を評価する有識者会議において、これまでの対策を科学的に検証し、社会経済活動と両立しうる効果的な対策を提言するよう求めていく。

また、政府の水際対策の緩和に向けた基本方針に基づき、感染が抑えられている地域との交流が始まっていく中で、関西国際空港を抱える関西として、実効ある感染防止対策について必要な申し入れを行う。

関西・コロナ「次なる波」抑止宣言

府県民の皆様へ

- ・発熱や咳、などの違和感がある場合は、外出を控えよう！
- ・高齢者の方々に接するときは、特に感染予防に配慮しよう！
- ・夜の繁華街の接待を伴う飲食店などの利用には、特に注意を払おう！
- ・業種別ガイドラインを守っていない店の利用は控えよう！
- ・多人数での飲み会は控え、大声での会話や、回し飲みは控えよう！
- ・国の接触確認アプリや、自治体の追跡システムを積極的に活用しよう！

事業者の皆様へ

- ・感染防止ガイドラインを順守して感染拡大防止に最善を尽くそう！
- ・特に、ライブハウスや夜の繁華街の接待を伴う飲食店などは感染防止策の徹底を！
- ・全国的・大規模なイベントの開催は慎重に判断の上、徹底した感染防止対策を！
- ・在宅勤務（テレワーク）や分散出勤、サテライトオフィスの取組を定着させよう！



関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について

(第 8 回 関西広域連合 新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

令和 2 年 8 月 27 日

広 域 防 災 局

【議事】

- ・ 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等について
- ・ 「関西・クラスター撲滅宣言(案)」について
- ・ 「新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて(案)」について

[資 料]

- 別添 1-1 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況
- 別添 1-2 緊急事態宣言解除後の関西府県の対処方針
- 別添 1-3 構成団体の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の状況
- 別添 2 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等
- 別添 3 全国知事会緊急提言等
- 別添 4 「関西・クラスター撲滅宣言(案)」
- 別添 5 「新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて(案)」

関西・クラスター撲滅宣言

～集団感染を封じ込め、高齢者等の命を守る～

高齢者等の皆様、高齢者等と接する皆様へ

- ・高齢者、基礎疾患のある方は、人混みや感染多発地域への外出を控えよう！
- ・発熱、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障害などの症状のある方は、保健所に相談し、検査を早く受けよう！
- ・高齢者と日常的に接する方は、高齢者に感染させない意識をもって、日常生活の様々な行動に気を付けよう！

医療機関、社会福祉施設関係者の皆様へ

- ・施設や福祉サービスにおいては、コロナウイルスを持ち込むことのないよう、細心の注意を払おう！
- ・少しでも健康の不安がある職員には、直ちに受診・検査を促そう！
- ・直接面会をなるべく控え、リモート面会等に切り替えよう！

事業者の皆様へ

- ・感染防止ガイドラインを順守して、感染拡大防止に最善を尽くそう！
- ・酒類の提供を行う飲食店や歌唱を伴う飲食店など、感染リスクの高い店舗等は、特に対策を徹底しよう！
- ・従業員等の発熱などのチェックをし、症状がある場合は仕事に従事させず、受診を勧めよう！
- ・3密になりやすい職場での会議を避け、在宅勤務（テレワーク）や分散出勤、サテライトオフィスの取組を定着させよう！

学校関係者の皆様へ

- ・寮や部活動では感染防止対策を徹底しよう！
- ・生徒、学生への意識啓発を徹底しよう！

クラスターが発生した場合は

- ・府県市や保健所の行う封じ込め対策に、みんなで協力しよう！
- ・患者、医療・福祉関係者、お店などへの誹謗中傷や差別などは絶対にやめよう！
頑張っておられる方には感謝の気持ちをもち、応援しよう！



関西広域連合
UNION OF KANSAI GOVERNMENTS

国における二類感染症からの見直しについて

国において二類感染症からの見直しが議論されているが、各都道府県において感染拡大防止と、医療提供体制の確保に全力で取り組んでいる中、五類などにダウングレードすることは時期尚早であり、慎重な検討を求める。

令和2年8月27日

関西広域連合 広域連合長 井戸 敏三

「新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて(案)」 について

令和2年8月27日
本 部 事 務 局

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発出され、外出自粛の要請、飲食店等の営業自粛要請、海外との出入国制限などにより、様々な業種において生産・販売が落ち込むなど、関西にも極めて深刻な影響を与えた。

このような状況の中、感染拡大により大きな影響を受けた関西の社会経済活動の元気回復を目指して、「次なる波」への備え、経済の早期回復、観光・誘客の段階的促進、5Gなどの情報通信基盤整備、東京一極集中の是正などに向け、広域連合、構成府県市が一丸となって対策に取り組んでいく。

2 基本的視点

- ① 「次なる波」に備えた取組
- ② 経済の再生・社会生活再建のための取組
- ③ 観光・誘客の段階的促進
- ④ 5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした社会の構築
- ⑤ 東京一極集中の是正、分権型社会の体制構築

3 取組（案）

別紙のとおり

新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元氣回復に向けて(案)

第1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けた関西の社会経済活動等の元氣回復を目指して、5つの基本的視点に基づき、関西広域連合と構成府県市等が一丸となって対策に取り組む。

第2 これまでの取組

令和2年1月28日に「新型コロナウイルス感染症対策準備室」を設置。その後、対策本部として構成府県市との情報共有や府県民への情報発信などに取り組んできた。

第3 関西の元氣回復に向けた取組

I. 基本的視点

- 「次なる波」に備えた取組
新型コロナウイルス感染症と共存しながら、社会経済活動を再開させ、着実な回復を図るため、感染症の「次なる波」に備えた医療提供体制の充実を図る取組
- 経済の再生・社会生活再建のための取組
感染拡大により大きな影響を受けた関西経済の再生、社会生活の再建、「新しい生活様式」を定着させるための取組
- 観光・誘客の段階的促進
関西圏域内観光の需要喚起、国内各地からの誘客促進、インバウンド回復に向けた受入体制の整備、魅力ある観光地づくりに向けた取組
- 5Gなどの情報基盤整備とこれを活かした社会の構築
Society5.0時代への対応に不可欠な5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした新し社会経済活動の促進など国民が地方にいながら活躍できるデジタル化の推進に向けた取組
- 東京一極集中の是正、分権型社会の体制構築
感染症拡大により改めて脆弱性が認識された東京一極集中を是正し、災害時等に柔軟・迅速な対応ができるよう、より住民に近い立場で権限行使できる体制構築に向けた取組

II. 元氣回復に向けた取組

	主な取組	(広域連合) ・自然災害と感染症の「複合災害」に備え、「関西防災・減災プラン」の見直しや訓練の実施 他 (構成団体) ・災害時の避難所における感染拡大防止対策として物資の備蓄や資機材の整備に対する支援 他
広域防災		(広域連合) ・豊かな自然やアウトドアなど3密を避けても観光できる観光地を紹介する動画の制作 ・インバウンド回復に向け、早い段階で日本への誘客が見込める国・地域に対する観光プロモーション等の実施 他 ・宿泊施設が実施する感染防止対策やテレワーク受入環境整備等取組経費の一部を補助 他
文化振興		(広域連合) ・ウィズコロナ・ポストコロナの中での今後の関西文化の再活性化に向けた施策の検討 ・文化施設が賑わいを取り戻せるよう、関西の文化施設のネットワークを活用し、誘客施策を実施 他 ・地元で活躍する団体等による文化芸術活動への支援、住民への鑑賞機会の提供 他
スポーツ振興		(広域連合) ・ウォーキングを楽しむ継続できるよう、構成府県市が作成しているウォーキングコースの利用やウォーキングをとおして運動習慣の促進や運動機会の確保、域内交流を図る 他
産業振興		(広域連合) ・企業のICT化の取組み推進等、ウィズコロナ時代の新たなビジネス戦略をテーマとするセミナー開催等、情報発信機能を強化等 ・中小企業等に対する制度融資の融資枠の拡大や利子補給の実施、売上げが減少した事業者の事業継続に向けた支援 等

III. 経済界・国・市町村等との連携

社会経済活動の早期回復には、経済界・国・市町村等との連携が重要であり、様々な主体との連携・協働を推進し、新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元氣回復に向けての取組を進める。

IV. 国への提案

新型コロナウイルス感染症を踏まえ、より強靱な社会や経済の構築を築いていくため、必要な項目について国へ提案する。

新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて

第1 はじめに

新型コロナウイルス感染症により、外出自粛の要請、飲食店等の営業自粛要請、海外との出入国制限などにより、宿泊・旅行業、飲食業等のサービス業を中心に消費が著しく減退し、サプライチェーンの寸断及びグローバルな需要減により、様々な業種において生産・販売が落ち込むなど、関西にも極めて深刻な影響を受けている。

このような状況の中、関西広域連合では、今般、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた関西の社会経済活動等の元気回復を目指して、「次なる波」への備え、経済の早期回復、観光・誘客の段階的促進、5Gなどの情報通信基盤整備、東京一極集中の是正などに向け、国、経済界等とも連携を図りながら、広域連合、構成団体が一丸となって対策に取り組んでいく。

第2 これまでの取組

関西広域連合では、関西で初となる患者が確認された1月28日に、関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策準備室を設置し、国内の発生状況、各構成団体における検査可能検体数、入院可能病床数などの情報を共有し、府県民への感染症の注意喚起や専用相談窓口情報等の提供に努めた。

また、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立したことを受け、緊急事態宣言の発令に備えるため、3月2日に関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、3月15日には広域連合長を本部長とする第1回対策本部会議を開催して以降、8月27日に開催した第8回対策本部会議まで、構成団体との情報共有や府県民への情報発信など、主に次の4つの取り組みを行ってきた。

① 関西広域連合による広域的な医療連携

関西圏域において効率的・効果的に医療を提供できる体制を構築するため、医薬品・医療資器材及び医療専門人材の広域融通調整、検査機関の広域連携の支援、広域的な患者受入支援を行った。

② 国への要望・提案

国に対して、帰国者の健康観察体制の充実などの水際対策の強化、新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関の診療報酬の加算や地域活性化・経済危機対策臨時交付金の創設を求める「新型コロナウイルス感染症対策に係る要望」を提出し、また、収入が減少した事業者の家賃負担の軽減を行う法的措置を制度化することや雇用調整助成金について単価引き上げ等を提案した。

③関西広域連合域内住民への情報提供と統一メッセージの発出

海外からの帰国者に実効性ある自宅待機を行っていただくため、「帰国者と帰国者を受け入れる方々へのお願い」を発出し、帰国者及びこれを受け入れる方々にも協力を要請し、また、全国的に感染の急拡大が始まる中、都市部など人口密集地との不要不急の往来の自粛を求めるとともに、特に活動が活発な若者に慎重な行動をとるよう呼びかけた。

さらに、大阪府、兵庫県を含む7都府県に緊急事態宣言が発せられたことを受け、「関西・外出しない宣言」を発出し、府県民へ徹底的な外出の自粛、府県を越えた往来の自粛を要請し、ゴールデンウィークを控えてさらに「関西・GWも外出しない宣言」を発出し、府県民に対して帰省や旅行を慎むことや、事業者に対して休業要請の協力、通勤者の大胆な削減等の要請を行った。

その後、関西で「緊急事態宣言」がすべて解除されたことを受け、息長く続く覚悟を持って感染症に強い地域づくりに取り組むため「関西・新型コロナウイルスを乗り越えよう宣言」を発出したが、小康状態を保っていた新規感染者が関西圏でも再び増加に転じ、急速な拡大がみられたことから、これまでの取組についての検証を踏まえて、ターゲットを絞った対策を講じるなど、「次なる波」に向けた取組の方向性について申し合わせ、「関西・コロナ「次なる波」抑止宣言」などを発出した。

④関西の経済団体との連携

新型コロナウイルス感染症患者の増加による医療物資の不足が医療機関等に深刻な影響を与えていたことから、関西経済連合会及び関西経済同友会が会員企業に支援を呼びかけ、マスク、防護服、業務用空気清浄機などの物資を多数提供頂き、関西広域連合を通じて、構成団体において有効活用した。

第3 関西の元気回復に向けた取組

I. 基本的視点

関西における経済の再生・社会生活再建と活力ある関西の再生のため、広域連合による「関西・新型コロナウイルスを乗り越えよう宣言」（令和2年5月28日）等も踏まえ、下記の視点に基づき、関西全体で力を合わせて、新型コロナウイルス感染症を克服する社会の構築に向けた取組を進める。

1 「次なる波」に備えた取組

新型コロナウイルス感染症と共存しながら、社会経済活動を再開させ、着実な回復を図るため、感染の「次なる波」に備えた医療提供体制等の充実を図る取組。

2 経済の再生・社会生活再建のための取組

感染拡大により大きな影響を受けた関西経済の再生、社会生活再建、「新しい生活様式」を定着させるための取組

3 観光・誘客の段階的促進

関西圏域内観光の需要喚起をまず行いながら、次の段階として、国内各地からの誘客を促進し、海外からのインバウンド回復に向け、受入体制の整備や魅力ある観光地づくりに向けた取組

4 5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした社会の構築

人工知能、ビッグデータ、IoTなどの技術革新によるSociety5.0時代への対応に不可欠な5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした新しい社会経済活動の促進など、国民が地方にしながら活躍できるデジタル化の推進に向けた取組。

5 東京一極集中の是正、分権型社会の体制構築

新型コロナウイルス感染症により改めて脆弱性が認識された東京一極集中を是正するとともに、災害など非常時に柔軟・迅速な対応ができるよう、より住民に近い立場で権限を行使できる体制構築に向けた取組。

Ⅱ. 元気回復に向けた取組

新型コロナウイルス感染症からの社会経済活動等の早期回復を目指して、構成団体では、地域の実情に応じたよりきめ細やかな取組を推進する一方、広域連合では、圏域全体を見渡し、広域的な視点で対策に取り組む。広域連合及び構成団体で実施する取組は次のとおり。

1. 広域事務

広 域 防 災

【課 題】

- ・新型コロナウイルス感染症に加えて、地震や風水害など、大規模な自然災害が複合的に発生した場合、開設される避難所に多数の避難者が集まることによるクラスターの発生を回避する避難所運営など、複合災害に備えた対策が必要である。
- ・感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着させる取組が必要である。
- ・首都直下地震などの大規模災害に備え、高い専門性を有する体制づくりが必要である。

【主な取組】

- ・「関西防災・減災プラン」各編に避難所や広域応援等にかかる新型コロナウイルス感染症対策を追記する。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応の総括や、自然災害との複合災害への備えを踏まえて「関西防災・減災プラン（感染症対策編）」の見直しを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた広域応援訓練や緊急支援物資の輸送訓練等

を実施する。

- ・感染拡大防止に向け、国が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や、構成団体が独自に提供している通知システムなどの効果的な活用を図る。
- ・感染を予防する生活様式の定着に取り組む事業者を応援するため、関西広域連合によるポスターテンプレートを各構成団体で活用し、店舗等への提供を実施する。
- ・感染拡大や大規模災害により首都機能が制限された場合に備え、「防災庁」の創設に向けた啓発活動を推進する。

（構成団体の取組例）

- ・感染者増加時にも医療提供体制を確保するため、軽症者及び無症状者を宿泊施設で受け入れ、重症者等の病床を確保する。
- ・テレワークや ICT 技術も活用した TV 会議等の普及を進める。
- ・避難所での感染予防対策に必要なマスク、消毒液等物資の備蓄や、パーティション等資機材の整備に対する支援を行う。

広域観光・文化・スポーツ振興

（観光振興）

【課題】

- ・海外渡航制限によるインバウンドの激減、外出自粛要請による国内旅行者の減少により観光業界が大打撃を受けたことから、各地域において感染対策をしっかりと講じたうえで、まずは関西圏域内観光、そして国内観光の需要喚起に取り組みながら、同時に、将来のインバウンド回復を見据えた準備が必要である。

【主な取組】

- ・山陰海岸ジオパークや南紀熊野ジオパークをはじめ、豊かな自然やアウトドアなど3密を避けても観光ができる観光地を紹介する動画を製作するとともに、各地域の観光に関する取組や宿泊施設等の情報を WEB や SNS 等により発信するなど関西圏域内観光の需要喚起に取り組む。
- ・将来のインバウンドの回復に向け、国や関西の経済界、関西エアポート等の関西インバウンド関係者と連携し、早い段階で日本への誘客が見込める国や地域をターゲットにした観光プロモーション等を行う。
- ・デジタルを中心とした観光プロモーションの展開や KANSAI ONE PASS 等による関西域内の周遊を促進する環境整備等を行う。
- ・ワールドマスターズゲームズ 2021 関西に向け、広域周遊ルートの開発や WEB による情報発信、全国通訳案内士等への人材育成を行う。
- ・情報通信基盤整備の活用による受入環境の整備等については、「次期関西観光・文化振興計画」の見直しの中で、構成団体等の意見を聴き検討する。

(構成団体の取組例)

- ・宿泊施設が実施する感染防止対策やテレワーク受入環境整備等の取組経費の一部を補助する。
- ・資金繰り支援のため、新たに融資制度を創設し、利子補給及び保証料補助を実施する。
- ・地元住民が地元の飲食店や宿泊施設等を利用するにあたり、当該料金の一定額を支援する。

(文化振興)

【課題】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の文化施策のあり方が変化し、博物館や美術館等文化施設がコロナ対策により休館を余儀なくされ、また、実演芸術活動も自粛するなどしたことから、今後の再開や活動継続を図ることが必要である。

【主な取組】

- ・ウィズコロナ・ポストコロナの中で、今後の関西文化の再活性化、心身の元気回復に向けた施策や方向性について、有識者から意見を伺い検討していく。
- ・文化施設が賑わいを取り戻せるよう、関西の文化施設のネットワークを活用し、誘客施策を実施する。
- ・関西の古典楽劇と舞台となった場所を結びつけて紹介する動画を制作し、多言語にてWEB配信を行うことを検討し、関西各地域の魅力を発信する。
- ・情報通信基盤整備を踏まえ、大容量通信網を活用し、新たな生活様式に沿って、関西の文化の魅力を発信する動画の制作・配信等新しい活動機会の創出に取り組む。

(構成団体の取組例)

- ・地元で活動する団体等による文化芸術活動への支援と住民への鑑賞機会を提供する。
- ・芸術文化の鑑賞・体験機会を創出するため、動画を作成しWEB上で配信する経費を支援する。
- ・伝統産業のつくり手による新商品・新素材の開発や販路拡大を支援する。
- ・施設の収容人数の制限や施設利用申込の減少に対して支援する。
- ・県立美術館・博物館等が連携したスタンプラリーを実施する。
- ・「新たな生活様式」に即した対策等を行って開催するイベント等について、必要な経費を支援する。

(スポーツ振興)

【課題】

- ・競技や観戦を通じて感染拡大が生じる可能性があることから、スポーツイベントが中止・延期となり、また感染の拡大を避けるため不要・不急の外出を自粛したことなどにより、多くの人々が満足に運動できない状況となったため、運動ができる機会を確保することが必要である。

【主な取組】

- ・ウォーキングを楽しく継続できるように、3密を避けるためウォーキングアプリ等を活用し、構成団体等が作製しているウォーキングコースの利用やウォーキング等で活動した距離を競うクラウドイベントの開催等を検討し、ウォーキングをととして運動習慣の促進や運動機会の確保、域内交流を図る取組を実施する。
- ・「関西広域サイクリングルート」を活用し、ルートを整備充実させ、ルート上の地域振興事業との連携（相互PR等）を図る。

(構成団体の取組例)

- ・プロスポーツチーム等と連携したイベント・住民参加型のスポーツフェスティバル等を実施する。
- ・総合型スポーツクラブにおける感染防止対策モデルを策定し、必要な措置を講じるとともに、講じた安全対策を広く周知するための広報啓発活動を支援する。
- ・感染拡大を防止しながら県民が運動・スポーツ活動を継続できるようオンライン等によるスポーツ教室を開催するための支援をする。

広域産業振興

(産業振興)

【課題】

- ・新しい生活様式への転換や新型コロナウイルス感染症との共存を見据えた、関西経済の活性化対策や社会経済活動の維持・強化に向けた取組が必要である。

【主な取組】

- ・企業のICT化の取組み推進等、ウィズコロナ時代の新たなビジネス戦略をテーマとするセミナー開催等、情報発信機能を強化する。
- ・首都圏等での地域魅力プロモーションのオンライン化について検討する。
- ・海外プロモーションについては、渡航制限等を勘案し、ネットワークや拠点等を有する現地事業者と連携して実施する。
- ・展示会については、「感染症対策」や「新たな生活様式への転換」を主要テーマと

するなど出展のあり方について検討する。

(構成団体の取組例)

- ・中小企業に対する制度融資の融資枠の拡大、利子補給の実施や売上高が減少した事業者の事業継続に向けた支援を行う。
- ・感染拡大の影響により解雇等された求職者に対し、人材の育成と正規雇用につなげる仕組みを構築する。
- ・雇用調整助成金を活用し、従業員の教育訓練を推進し職業能力の向上を図る事業者に対し、雇用調整助成金の上乗せ支給を実施する。
- ・中小企業、小規模事業者等の「新しい生活様式」に対応した事業を行うために必要となる経費に対して補助する。
- ・商店街の各店舗が事業再出発に向けて行う「新しい生活様式」に対応した店舗改修等を支援する。
- ・交通事業者が業界ガイドラインに沿った安全・安心な感染防止対策を実施するために必要な経費を支援する。

(農林水産業振興)

【課題】

- ・外出やイベント自粛等の影響による外食の機会が減少したこと等により、高級食材や花などに影響が出ており、販売機会の創出が必要である。
- ・海外での大型展示会の開催中止や海外渡航制限により、農水産物・加工食品の販路開拓・販売促進活動に支障をきたしており、輸出に取り組む食品事業者や農水産物生産者が安心して輸出が行えるよう最新情報の収集、共有化が必要である。

【主な取組】

- ・「おいしい KANSAI 応援企業」登録企業の社員食堂等において域内の食材を使った料理の提供や産品販売イベントを実施するとともに、直売所間交流を促進し、農林水産物の消費拡大につなげていく。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で販売額が特に減少している品目について、府県域を越えた学校給食への相互提供に取り組む。
- ・越境 EC 事業者やコロナ禍のもと食品輸出に取り組む事業者を講師として食品輸出セミナーを開催する。
- ・関西地域の大型小売店や外食産業界と連携したマッチング商談会を開催する。

(構成団体の取組例)

- ・県産農畜水産物の県内配送料を低額にする地産地消キャンペーンを実施する。

- ・地元産ブランド牛肉を一定金額購入ごとにサービス券を進呈する。
- ・小中学校等の給食に県産ブランド牛等を提供する。
- ・食品等の海外輸出を維持・回復するため、輸出先国の市場ニーズの変化に対応した製造・加工施設の整備等を支援する。

広 域 医 療

【課 題】

- ・構成団体のみでは対応できない場合に備え、関西圏域において効率的・効果的に医療を提供する体制の構築が必要。また、「次なる波」に備え、各構成団体におけるこれまでの経験の共有化が必要である。

【主な取組】

- ・医療資機材や医療専門人材の広域的な融通調整、検査の広域連携及び広域的な患者受入体制の連携について、各構成団体との調整を引き続き実施する。
- ・各地方衛生研究所の検査体制、能力等や民間検査機関の活用等について情報共有を行うとともに、ワクチンの治験など関西ならではの取組を推進する。
- ・検査体制や医療提供体制、医療資機材の確保など、第1波での課題や対応等について取りまとめ、改善策等を共有し、各府県市の施策に活かすことで「次なる波」に備えた体制が取れるよう、それぞれの取組を促進する。
また、国の専門機関の提言等についても情報共有を図り、対応すべき広域的な課題について調整を図る。
- ・医療機関への支援や保健所機能の強化、緊急包括支援交付金の拡充等について国への提言を実施する。
- ・府県間をまたぐ積極的疫学調査をはじめ、構成団体の連携を強化する。

(構成団体の取組例)

- ・ドライブスルー方式による検査の拡充や唾液検体によるPCR検査、抗原検査、民間検査機関の活用など、迅速な検査に向けた体制の強化を図る。
- ・保健所が、迅速な積極的疫学調査の実施など、今後の感染拡大期においてもその機能を発揮できるよう、人員体制を整備する。
- ・クラスターを早期に把握するため、国が提供する接触アプリや府県市が提供する追跡システムを活用する。
- ・患者推計に基づくフェーズごとの病床確保及び、それに伴う空床補償、軽症者等を受け入れる宿泊療養施設の拡充を図る
- ・妊産婦や透析患者など、特別な配慮が必要な患者や、疑い患者を受け入れる救急医療機関を設定し、実際の運用に備える。

- ・医療機関や社会福祉施設における感染防止策を進めるため、個人防護具の整備や簡易陰圧装置等の設備整備など、感染防止対策に要する経費を助成するとともに、連合管内で実際に起こった事例について情報共有を行う。
- ・今後に備え、医療物資を一定量備蓄し、必要に応じ、医療機関、社会福祉施設等に配布する。また、各地域で開発した個人防護具等を含め府県市間で融通を行う。

環境保全

【課題】

- ・新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながら、子どもから大人まで楽しみながら環境学習ができるような取組が必要である。

【主な取組】

- ・感染防止対策を講じながら、環境学習の機会が増えるよう、構成団体が管理する博物館等の環境学習の場となる施設の新型コロナウイルス感染症対策を含めた情報を整理し、気軽に利用していただけるよう広域連合のホームページで情報発信していく。
- ・3密の回避など感染防止対策に配慮しながら、地域特性を活かした交流型環境学習を実施する。

広域職員研修

【課題】

- ・従来型の職員研修では、参加者間の意見交換や交流を目的の一つとしており、「密接」を伴わない研修実施が困難である。

【主な取組】

- ・インターネットを活用した「WEB型研修」の実施を拡充し、感染症防止対策にも配慮しながら、活発な意見交換等が図れるようにする。

2. 政策の企画調整

(プラスチック対策の推進)

外出自粛などの生活様式の変化により、デリバリーやテイクアウトの需要が急増し、使い捨てプラスチック製容器の利用増が想定されることから、海洋プラスチックごみ対策として、これらの変化を踏まえた実態把握に加え、有効な発生抑制と発生源対策が必要である。

プラスチック代替品の普及可能性調査及びプラスチックごみ散乱状況の把握手法

等調査についても、新型コロナウイルス感染症による社会変化の影響等を追加して継続していく。

また、プラスチック代替素材の開発支援・普及促進などプラスチックごみ削減に向けた総合的な取り組みを推進する。

(イノベーションの推進)

今後の新たな感染拡大を見据え、検査体制、クラスター対策、医療提供体制の強化、治療法・治療薬の確定等、感染症防止対策の検討・啓発に取り組む必要があり、産学官連携のプラットフォーム「関西健康・医療創生会議」において、これまでの感染症対策の検証と今後の防止対策の検討、啓発などを行う。

(新たな広域課題への対応)

新型コロナウイルス感染症により、域内で新たに生じた社会経済活動における広域課題のうち、継続的・計画的な対応が必要なものについても、政策の企画調整に関する事務として取組を検討する。

デジタル化の推進については、デジタル化に不可欠な5Gサービス等の情報通信基盤の整備等、国に対して提案するとともに、構成団体における取組や先進事例等の情報共有を図りながら、関西全体のデジタル化の推進について検討を進めていく。

3. 分権型社会の実現

(東京一極集中の是正、国土の双眼構造の実現)

新型コロナウイルスの感染拡大は、人口・産業の集中する大都市圏における人口の過度の集中に伴うリスクを浮き彫りにした。

政治、行政、経済等が集中する東京において、感染の急速な拡大等を招けば、首都中枢機能が麻痺する可能性もあることから、新型コロナウイルス感染症拡大等いかなる事態が発生しても、首都中枢機能が継続できるよう、「首都機能バックアップ構造の構築」を国へ提案していく。

また、国土の双眼構造の実現に向け、関西のポテンシャルを活かして、国の研究機関や政府関係機関の関西への更なる移転推進を、経済界等と連携・協力して取り組むとともに、首都直下型地震など大規模災害に備え、「防災庁」の創設についても国へ提案していく。

(地方分権改革の推進)

より住民に近い立場であるはずの地方において、災害など非常時において、それぞれの地域の実情に応じて、即座に権限が行使できる体制となっておらず、今一度、国と地方の役割のあり方を見直すことが必要である。

地域ごとの課題に的確に対応し、その活力を維持していくために、地域自らが政策の優先順位を決定し、実行していく必要があるため、国の出先機関をはじめとした国からの事務・権限の移譲について検討を行い、引き続き国等に対して提案して

いく。

また、今回の新型コロナウイルスの感染拡大による影響を踏まえた課題の分析を行い、東京一極集中の是正、国土の双眼構造の実現及び地方分権改革の推進を図る。

Ⅲ．経済界・国・市町村等との連携

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた社会経済活動等の早期回復には、経済界・国・市町村等との連携が重要である。「次なる波」への備え、社会経済の回復、観光・誘客の促進、5Gなどの情報基盤整備、東京一極集中の是正等に向け、引き続き経済界・国・市町村をはじめ、様々な主体との連携・協働を推進し、新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けての取組を進めていく。

Ⅳ．国への提案

今回の新型コロナウイルス感染症を踏まえ、早期に関西の元気回復を図り、より強靱な社会や経済の構造を築いていく必要がある。このため、関西の元気回復に向けた5つの基本的視点（「次なる波」に備えた取組、経済の再生・社会生活再建のための取組、観光・誘客の段階的促進、5Gなどの情報基盤整備とこれを活かした社会の構築、東京一極集中の是正・分権型社会の構築）に基づき、以下のとおり提案する。

1. 「次なる波」に備えた取組

（1）感染者に対する適切な医療実施体制の確保

○退院基準のあり方

退院基準については、基準を満たすにも関わらず未だに感染能力を保持していることを疑わせるような事例が発生していることを踏まえ、国民に不安を与えないよう、科学的根拠をきちんと示して国民に分かりやすく説明すること。

また、重症患者の治療に支障が生じないよう、入院措置を行っている無症状病原体保有者の退院基準について、最新の医学的知見を基に、適時適切に見直しを行うこと。

○感染症患者入院・外来医療機関への支援

患者の増大に対応する感染症指定医療機関以外の医療機関での受入を促進するため、新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業の対象設備について、特定の機器整備に限定せず受入体制の整備に伴う経費を広く補助対象とすること。

また、感染症患者を受け入れる医療機関に対する、実情に応じた診療報酬の加算や新たな支援制度の創設など、入院病床の確保を強力に後押しすること。

重点医療機関の指定については、「病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者（略）の病床確保を行っていること。」とあり、ここでいう病棟は「※看護体制

の1単位をもって病棟とし取り扱う。病棟単位の考え方は診療報酬上の考えに依拠する。」とあるが、ICU等の重症病床や医療資源の乏しい地域の医療機関では、1看護単位すべてをコロナ対応とすると通常診療に大きく支障を来すため、柔軟な取り扱いを可能にすること。

さらに、重点医療機関以外の医療機関の病床確保料の引き上げを行うとともに、感染症病床の確保の在り方を検討すること。

加えて、帰国者・接触者外来を設置する医療機関を含め、感染症患者に対応する医療従事者への特殊勤務手当の支給や医療従事者が感染した場合に支給する手当の新設や、一般患者の受入制限等による経営の悪化に対し支援を行うこと。

○医療専門人材の広域融通制度（医療版TEC—FORCE（仮称））の創設

医療資源を有効かつ効率的に活用できるよう、学会等と連携しながら、感染症に対応可能な医療専門人材の広域融通を図る「医療版TEC—FORCE」（仮称）を創設すること。

○ICU拠点の確保

今後の感染症拡大に備え、ICU拠点を整備するとともに、重症患者に対応できる医療従事者の養成に取り組み、特に関西圏における重症患者受入体制を構築すること。

○医薬資器材等の調達支援

マスクや消毒液、ガウン、防護服、フェイスシールドなどの医療資器材が不足しないよう、医療機関等での備蓄に対し財政支援を行うとともに、国から切れ目なく提供される仕組みを構築すること。

また、人工呼吸器、アイソレーター、PCR検査機など、予算があっても調達方法がない資機材等については、国の責任で提供を行うこと。

○在宅療養者等の避難所の確保対策支援

在宅療養者や健康観察者の災害時における避難所確保のため、ホテルなどの民間施設への安全な避難誘導、当該施設の営業再開等に対する恒常的な支援を検討すること。

○保健所機能の強化

感染症法に基づく積極的疫学調査の実効性を担保する法的措置を検討するとともに、保健所の人的補強を行うため、プラチナ保健師(※)をはじめとしたOB・OGの活用など、人的支援のあり方について、さらなる検討を進めること。

また、PCR等検査については、保健所・衛生研究所だけではなく病院内での検査や民間検査機関なども活用した体制の強化を支援すること。

さらに、都道府県と保健所設置市の連携など、組織的な連携が可能な体制の構築を支援すること。（※退職後も豊富な知識や経験を活かして地域で活動いただく保健師）

○新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金のさらなる増額・拡充

「次なる波」への対応に向けて、必要かつ十分な感染防止対策ができるよう、緊急包括支援交付金をさらに増額するとともに、交付金のメニューについては、地域の実情に即応した使途に活用できるよう包括的なものとするなど、さらなる拡充を行うこと。

(2) 社会福祉施設等に対する支援

○社会福祉施設における感染対策の強化

・高齢者や障害者が新型コロナウイルスに罹患した場合には重症化しやすく、症状の軽重にかかわらず入院が必要となる一方、例えば障害者についてはその特性から病院での療養が困難な者もいるため、施設内療養が望ましい場合もある。このように、患者発生時には患者の状態を踏まえた対応が必要となるため、施設内療養時の患者や他の入所者の処遇、動線分離など感染防止措置を各施設において適切に実施できるよう、具体的なガイドラインの整備や感染症専門家の派遣体制構築など、必要な措置を講じること。

・あわせて、職員が濃厚接触者となり、当該施設で可能な限りの対応をしても職員が不足する場合でも継続的に福祉サービスが提供できるよう、都道府県等による応援体制構築のための全国統一の行動マニュアルの整備や、社会福祉施設に対する専門的な研修、財政支援など必要な措置を講じること。

○感染予防資材の供給

利用者及び施設職員が感染防御を行い安心・安全に施設利用が行えるよう、マスクのほか消毒液等の資材の備蓄に対し財政支援を行うこと。

○安定的なサービス提供体制確保のための支援

感染拡大時に介護サービス提供を維持するための人材確保のための介護報酬の見直しや新規加算を創設するとともに、その際には利用者負担や保険料増にならないよう必要な経費を国費で措置すること。

○社会福祉施設等の職員に対する処遇改善のための加算の新設等

ア 保育所、放課後児童クラブ、児童養護施設等の職員に対する処遇改善等による加算の新設

今般のコロナウイルス感染症にともなう緊急事態宣言が発される中、社会生活維持のため、保育士や、放課後児童クラブ及び児童養護施設等の職員等は感染リスクに注意しながら業務を続けた。こどもとの密を避けることが困難であり、新型コロナをはじめとした感染症への感染リスクの高い環境下での業務であることから、これに対応した処遇改善等による加算を新設すること。

イ 障害者支援施設、介護施設等の職員に対する処遇の改善

新型コロナウイルスをはじめとした感染症への感染リスクの高い環境下で業務を行う必要がある障害者支援施設、介護施設等の職員について、待遇底上げ

のための報酬上の加算等を設けることで、人材の確保と感染症への取組に対する支援を講じること。

(3) 水際対策の強化

外国人旅行者などの入国時の検疫体制、特に関西国際空港や港湾などにおける検疫体制を強化すること。

また、新型コロナウイルス感染症拡大時には海外旅行からの帰国者の間での感染確認が相次いだことから、入国後の待機要請の実効性を確保するため、帰国者の自主的な対応にまかせるのではなく関係機関が連携した健康観察体制を構築するなど、水際対策を強化すること。

(4) 地方自治体による休業要請の実効性の担保

都道府県知事による事業者への休業要請の実効性を担保するための罰則規定や、業種ごとの感染防止対策を義務づけ、違反する施設において患者が発生した場合には営業停止処分等を行うことができるよう、食品衛生法と同様の規定を設けるなど法的措置を講じること。

2. 経済の再生・社会生活再建のための取組

○幅広い業種・業態に対応した支援策の実施

感染拡大の防止と経済活動の維持の両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の定着や業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践の上で業種・業態に応じた適切な支援策が求められる。地域によって異なる産業構造を踏まえた中長期的な支援が可能となるよう、柔軟に活用できる支援策を実施すること。

○雇用の維持・創出

地方の雇用不安を払拭するため、失業者の方に対する仕事づくり事業のみならず、今回はその対象を在職者にも拡充し、年度をまたいで柔軟に運用できる、リーマンショック時を上回る新たな仕事づくり基金制度を創設する等、未来に繋がる雇用創出対策を緊急に講じること。

○サプライチェーンの回復支援

世界各国からの資材・部品等の供給遅延による生産や工事、販売等への影響が生じているため、各企業が実施するサプライチェーン回復の取組に対する支援を充実すること。

○農林水産業の補償制度の拡充及び消費拡大・販路促進対策の強化

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に価格が低下する等した農林水産物について、補償制度を拡充するとともに、消費拡大・販売促進対策を強化すること。

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の重点配分及び増額措置

今後の感染拡大の波に備えた医療体制の整備はもとより、経済の立て直しに向けた対策や、ウイルスとの共存社会を見据えた、新しい生活様式を取り入れた社会経済活動の構築などに向けて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の重点配分及び今後の状況に応じてさらなる増額措置を講じること。

○地方財政措置及び税制改正への対応

新型コロナウイルス感染症拡大がもたらす消費の落ち込み等により懸念される大幅な地方税の減収や、地方税の税制改正によって生じる減収について、減収を補てんする制度がない地方消費税等の減収に対する財源措置を講じるなど、令和2年度中も含め地方の財政運営に支障が生じないように、適切な財政措置を講じること。

また、令和3年度地方財政計画の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策に係る歳出特別枠を創設し、その財源となる地方交付税を別枠で増額すること。

○公共事業等総需要増強にかかる予算の確保及び早期執行

新型コロナウイルス感染症の拡大により、民間投資や消費等の落ち込みが予想される中、地域経済の早急な回復を図る必要があることから、総需要の増強のため以下の措置を講じること。

ア 公共事業等、官公需の拡大

波及効果が高く地域経済の下支えをする公共事業等の官公需について、規模を拡大するために必要な予算を確保し、早期に執行すること。

イ 民間投資に対する支援

中長期的な経済の回復につながる民間投資を支援するための十分な予算を確保し、早期に支援を行うこと。

ウ 個人消費の回復支援

感染症拡大により冷え込んだ個人消費の回復のための取組を一層拡大し、早期に実施すること。

3. 観光・誘客の段階的促進

○観光・MICE 需要の回復に向けた誘客促進

地域における消費喚起を促すための必要な支援策を講じるとともに、新型コロ

ナウウイルス感染症拡大が一定収束した段階で「ふっこう周遊割」のような宿泊料割引制度の創設など、国内外からの観光・MICE 需要の速やかな回復に向けた誘客のための具体的な取組に対する支援を速やかに行うこと。

○官民が一体となった需要の喚起

インバウンドの状況を踏まえて、観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業や商店街などを対象とした官民一体型の需要喚起キャンペーンを実施すること。

○文化芸術活動及びスポーツ活動を通じた地域の活性化

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に伴い、地域の文化芸術活動及びスポーツ活動に大きな影響が生じていることから、感染の収束状況に応じて、芸術文化活動やスポーツ活動を通じた地域活性化の取組みに対し支援を行うこと。

4. 5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした社会の構築

「非接触」「非対面」等を前提とする「新しい生活様式」の常態化をめざし、進化したデジタル技術や情報通信基盤を活用した感染症の拡大防止や、テレワーク・リモートワークをはじめとする働き方改革の推進へ支援すること。

また、遠隔医療、学校の ICT も含めた遠隔教育、防災、スマート農林水産業など地域課題を解決し、地方にいても都市部と同様の社会経済活動を可能とする環境整備を図るとともに、これを可能とする 5G サービス等の情報通信基盤整備を積極的に進めるための措置を講じること。

5. 東京一極集中の是正、分権型社会の構築

○権限・財源・責任の所在が一致する分権型の体制構築

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、東京一極集中のリスクや、災害など非常時における柔軟・迅速な対応のため、より住民に近い立場で権限を行使できる体制の重要性が改めて認識されたことから、権限・財源・責任の所在が一致する分権型の体制を構築すること。

○首都機能バックアップ構造の構築

新型コロナウイルス感染拡大等いかなる事態が発生しても、首都中枢機能が継続できるよう、皇室の安心・安全や政治、外交、行政、経済等の機能について、平時から地方に機能・権限を分散し、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する双眼構造への転換をめざした国土政策、産業政策を推進すること。

○大規模災害に備えた「防災庁」の創設

首都直下地震などの大規模災害に備え、次の機能を担い、高い専門性を有する

「防災庁」の創設を検討すること。

ア 事前防災から復興までの総合的な施策の推進

- ・過去の災害経験や知見の蓄積、調査研究の一元化
- ・災害対策専門人材の育成
- ・事前対応から復興に至るまでの取るべき対応のシナリオ化
- ・被災地支援の総合調整

イ 防災機能をバックアップできる双眼構造の確保

感染症拡大や大規模災害により首都機能が制限された場合に備えた、防災の双眼構造のため関西等への拠点設置

○政府関係機関等の移転

新型コロナウイルス感染症等におけるリスク管理上、中央集権体制と東京一極集中を是正し、国土の双眼構造の実現に加えて、地方創生の観点からも実効性のある取組となるよう、国主導による政府関係機関等の移転を推進すること。

○地方への移住・定住の促進

若者や高齢者の田園回帰志向などを踏まえ、二地域居住や世代に応じた移住など居住の流動性を高めるなど、東京への人口集中を是正し、地方への移住、定住の促進を図るための各種支援を実施すること。

また、令和2年度までの時限立法である過疎地域自立促進特別措置法について、引き続き過疎地域の振興を図るため、新たな過疎対策法の制定等を行うこと。さらに、現行法第33条に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」について、過疎地域として引き続き対象とすること。

○双眼型・多極型の産業構造の構築

新型コロナウイルス感染症等危機事案により、リスク分散の必要性が広く認識され、東日本と西日本双方での製品開発拠点の整備や生産活動のバックアップ機能の整備推進、グローバルなサプライチェーンの安定化を図るため、サプライチェーン多元化や国内回帰への支援をすること。

○人・企業・大学等の地方分散の推進

新型コロナウイルス感染拡大の抑制には、東京一極集中の是正が必要であり、東京圏での人口増加の誘因となる工場等の新規立地の抑制や、企業の本社機能等の地方への移転を促進するため、税制上の優遇措置を拡充すること。

また、地方大学の魅力化や定員増など、東京圏に集中する高度人材の地方への還流促進に対する支援制度の充実や、大学・試験研究機関等の地方移転の促進を図るための措置をすること。

○国土の双眼構造を実現する社会基盤整備

国土の双眼型、多極型構造の構築により、関西が首都機能をバックアップする

担い手として、高規格幹線道路等のミッシングリンクの解消、高速鉄道網の整備促進によるリダンダンシーの確保等や社会基盤を整備すること。